

【意見要望活動】

兵庫県商工会議所連合会の「平成17年兵庫県予算に対する要望」

1. 予算編成の基本方針

<要望事項>

1. 予算編成の基本方針

平成17年度の予算編成においては、未だ景気回復の実感が無く、依然として厳しい経営環境の下で懸命の自助努力を続ける中小企業に対する経営支援策の積極的な展開、効率的な公共事業の実施など当面の景気対策に軸足を置くとともに、既存産業の高度化や地場産業の活性化、新産業の創造、内外企業の誘致等、兵庫経済の活性化を重視した予算編成を行われたい。

また、徹底した行財政改革を推進されたい。さらに、各地域において適切に事業を実施するため、各県民局への重点的な予算配分を実施されたい。

<回答>

1 兵庫県の経済・雇用情勢は、一部に厳しさが残るものの、総じてみると回復を続けていると考えている。特に雇用面においては、有効求人倍率は平成17年度1月に0.79まで回復するなど、平成4年6月以来の数値で推移している。この回復基調をより確かなものとし、一層加速していくため、1月にひょうご経済・雇用再生加速プログラムを策定し、兵庫の強みや特性、企業のやる気を生かし、内外との交流を進めながら事業を展開していくこととする。

その中で、ナノテク、次世代ロボット、健康、環境・エネルギーの4分野を重点に「ひょうごクラスター」の形成に取り組むとともに、ものづくり産業が集積する神戸・阪神・播磨地域に「ものづくり支援センター」を設置し支援していく。

中小企業の金融対策では、技術力や将来性の評価を円滑な資金供給に役立てる新たな融資保証制度を創設するほか、県融資制度については、第二創業や新産業創造等の資金ニーズに細やかに対応できる制度の充実を図り、融資目標額3,000億円を確保している。

投資的経費については、補助・単独事業とも前年度を下回るものの、災害関連事業を着実に実施するため、総額としては概ね前年度並みの水準を確保した。なお、現下の中小企業の状況に鑑み、執行に当たっても引き続き中小企業への発注に意を用いることとする。

また、未来を拓く成長分野での新産業創造を産官学の連携により一層支援し、企業誘致については、内外企業の誘致や海外進出の支援を一元的に行う「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を新設するとともに、産業集積条例を延長し、新たに新産業創造拠点地区を設け研究開発型企業の設備投資などを支援していく。

2 本県では、平成12年2月に「行財政構造改革推進方策」を策定し、行財政全般にわたる改革を着実に進めてきたが、その後の社会経済情勢の変化や国の政策動向、県の財政状況等により対応すべき新たな課題が生じたことから、平成15年度に推進方策の総点検を行い、平成16年度から20年度までの5年間に実施する改革の内容を「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」として取りまとめた。

平成17年度の予算編成においても、「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」に基づき、行財政全般にわたる徹底した見直しを行い、限られた財源の重点配分と経費支出の一層の効率化を図っている。

3 県民局が地域の総合行政機関として、県民主役、地域主導により策定した地域ビジョンの実現に向けた取組を進めるため、平成13年4月の県民局再編以降、県民局の政策形成機能の充実や、組織、人事、財政に関する機能の拡充を行ってきた。

財政面においては、県民局が本庁に予算上の措置を求める予算措置要求システムの導入や地域ビジョンの実現、地域固有の課題解決に必要な独自の地域施策に係る企画検討経費である地域戦略推進費の充実に努めるとともに、平成17年度当初予算編成において、県民局の直接予算要求についてその枠の拡充を図り、地域の独自性や特色を発揮するための仕組みを充実した。

県民局が現地解決型組織として、その期待される役割を十分発揮していけるよう、各県民局において、これらの機能を十分に活用し、総合的な地域政策の立案・実施、地域課題への迅速かつ的確な対応を図っていく。

2. 中小企業対策の推進

<要望事項>

2-(1) 震災復興対策

国による震災復興対策は、復興計画期間の満了に伴い、大半の支援措置が平成16年度をもって終了するが、被災地は未だ産業・経済の本格復興に至っておらず、被災中小・零細企業は依然として厳しい経営情勢にあるので、引き続き兵庫県として必要な支援措置を講じられたい。

<回答>

被災地域をはじめとする本県の経済は、全国的な景気低迷の影響もあり厳しい状況が続いていたが、最近では、県内GDPが14・15年度と連続して全国を上回る成長となったほか、有効求人倍率、神戸港の輸出総額等も上昇傾向にあり、総じて経済環境は好転している。

また、日銀神戸支店の昨年12月の短期経済観測調査（短観）によると、中小企業の平成16年度の売上高・経常利益は、前年比で増加が見込まれている。ただし、増加の水準は大企業を下回っているほか、業種間でも格差が見受けられるため、今後は回復のすそ野を一層広げていくことが求められる。

このため、本県では今年度「ひょうご産業・雇用再生加速プログラム」を策定した。このプログラムでは、「兵庫の強みを生かす」「兵庫のやる気を伸ばす」「国内外との交流を進める」「地域の特性を生かす」という4つの基本方向に沿って、本県の強みである「ものづくり」を中心に、成長性の高い産業構造への変革を進めていくこととしている。

このプログラムは、ポスト震災10年をも見据えて策定したものであり、本プログラムを積極的に展開するなかで、被災地域の産業復興にも十分留意し、被災企業に対する支援を実施していきたい。

<要望事項>

2-(2) 中小企業支援体制の強化

創業・経営革新等に積極的に取り組む中小企業を効率的且つ効果的に支援するため、「中小企業支援ネットひょうご」が兵庫県における中小企業支援機関の中核組織として充分機能を発揮できるよう今後とも充実・強化に努めるとともに、ユーザーサイドに立ったわかりやすい広報活動に努められたい。

<回答>

創業・経営革新等に取り組む中小企業等に対して、(財)ひょうご産業活性化センターおよび県下に設置されている地域中小企業センターにおいて、個々の企業の実態に即した経営に関する相談助言や民間専門家の派遣等の事業を行うなど、各種の中小企業支援施策を総合的に提供している。

また、成長企業の発掘・育成を推進するため、(財)ひょうご産業活性化センターに総括コーディネーターを設置し、支援策のコーディネート能力を強化するとともに、中小企業支援機関間の連携体制の強化を図っている。特に、中小企業の成長発展の大きな隘路の一つとなっている的確な市場戦略の構築を積極的に支援するため、斬新なアイデアや優れた技術力等の下に開発される新商品や新サービス等を有する成長可能性が高い中小企業に対し、当該新商品等の市場競争力等を確実に確保するため、支援ネットの目利き能力を最大限に活かしその市場・経営戦略の構築支援を行うとともに、企業OBや専門家等の経験・ノウハウを活用して、商品・サービスの販路開拓の支援や元気企業の経営者等による経営指南を行う。

なお、HPや広報誌等各種広報媒体の活用により中小企業にわかりやすい広報を実施していく。

<要望事項>

2 - (3) 中小企業への金融対策

県内中小企業の資金繰りを支援するため、各種融資制度の申込要件及び融資条件を緩和されたい。また、中小企業は担保及び第三者保証人の提供が困難であることから、無担保無保証人による融資制度の一層の拡充を図られたい。

被災中小企業は震災による過剰債務を抱えており、当該債務の元金返済や金利負担が経営を大きく圧迫しているため、緊急災害復旧資金融資制度の据置期間及び償還期間を更に延長されたい。

兵庫県信用保証協会の経営基盤を強化し、中小企業への円滑な資金供給を確保されたい。また、事業の将来性や経営者の資質、あるいは商工会議所等の公的支援機関による支援実績に着目するなど、財務面だけでなく定性情報を勘案した弾力的な審査体制を構築されたい。

<回答>

1 中小企業融資制度については、これまでも中小企業者の資金需要に対応するため、融資枠の拡大、融資期間の延長、融資利率の引き下げ等融資条件の改善に努めてきた。

平成17年度においても、中小企業を取り巻く経済環境にはなお厳しい面も見られることから、融資目標額を3,000億円（H16年度と同額）確保し、ひょうご中小企業技術評価制度の創設とともに、事業所ユニバーサル貸付の創設、第二創業貸付、独立開業貸付、新規開業貸付、借換貸付の拡充などの充実により中小企業者を支援していく。

また、県、商工中金、地域金融機関が連携した無担保・第三者保証人なしの地域金融支援保証制度を創設し、中小企業者の多様な資金調達を支援する。

今後とも、中小企業者の資金ニーズに対応した融資条件の改善等に努め、中小企業融資制度の充実強化を図っていくとともに、金融機関及び信用保証協会に対して中小企業金融の円滑化への協力を要請していく。

また、国に対しても、中小企業への資金供給が円滑に進むよう、今後も、県から提案、要望に努めていきたい。

2 県、神戸市の「緊急災害復旧資金」の融資（据置）期間は、当初10年（うち据置3年）以内であったが、被災中小企業者の軽減負担を図るため、これまでに国へ融資（据置）期間の延長を要望した結果、7度の延長が認められ、現行17年（うち据置10年）以内となっている。

据置期間及び融資期間のさらなる延長について国に要望し、協議を続けてきたが、延長は認められなかった。これを受け、県では、中小企業の経営は依然厳しい状況にあることに鑑み、償還が円滑に進むように、次の対策を講じることにした。

・ 条件変更の弾力的な運用

現行制度において、個々の中小企業者の経営実態を踏まえ、従来にも増してきめ細かい条件変更を弾力的に運用する。

・ 借換貸付の適用

借換貸付の対象資金に緊急災害復旧資金を加え、借換できるようにすることにより、月々の返済負担を軽減し資金繰りの改善を図る。

3 兵庫県信用保証協会の経営基盤の強化を図るために、基本財産について、これまでに累計で77億余円を出捐してきたが、今後とも安定的な協会経営が維持され、中小企業金融の円滑化が図られるよう努めていきたい。

保証協会においては従来から中小企業金融の円滑化を図るため、保証審査にあたっては、資金使途の適格性、業績・業容、返済能力、経営者の人物、事業の将来性等を調査・検討しており、財務面だけでなく、定性情報等についても勘案し、総合的に判断している。

また、保証協会に対しては、機会あるごとに、弾力的な対応を要請している。

なお、保証協会では、無担保・無第三者保証人で3営業日以内にスピード審査を行う保証制度として、「ひょうご無担保ローン『じんそく』」を創設し、中小企業者に対する資金供給の円滑化

に取り組んでいる。

さらに、本県では、売掛債権担保融資保証制度が人的・物的担保に依存しないで中小企業に資金供給できるという意義に着目し、制度利用促進に積極的に取り組んできており、今後とも、保証協会と連携して更なる利用促進への取り組みを積極的に進め、中小企業への資金供給の円滑化に努めていきたい。

<要望事項>

2 - (4)地元中小企業への優先発注

建設業界をはじめとする県内中小企業は、長引く不況と公共事業の抑制等により自助努力の限界を超える厳しい経営状況にあるため、発注機会の拡大を図るとともに、PFI、分離・分割発注、経常JV方式等を活用し、地域の特性に通じた地元中小企業への優先発注に努められたい。

<回答>

公共工事の発注にあたっては、事業の効率的執行とコスト縮減の要請の範囲内で可能限り、分離・分割発注を行うとともに、技術的に施工可能で、競争性が確保できる工事については、極力地元企業を入札参加者として選定することにより、県内中小建設企業の受注機会の確保に努めている。

また、県内建設企業により結成される一般共同企業体制度（経常JV方式）を活用するなどにより、県内中小建設企業の受注機会の拡大にも配慮している。

<要望事項>

2 - (5)中小企業のIT化支援

中小企業におけるIT化を促進するため人材の育成や電子商取引の推進に対し積極的な支援を行うとともに、IT関連機器導入、システム開発等を対象とした助成措置の拡充・強化を図られたい。

電子自治体の構築に伴い、建設・土木工事の電子入札や物品関係の電子調達等の導入が本格化しており、大企業と比べて情報化の推進が遅れがちな中小企業にとって事業機会の損失に繋がらないよう、電子署名・認証システムや入札参加資格登録等につき、周知・啓発を徹底し、デジタルバйдを抜本的になくすよう努められたい。また、各種申請をインターネットでできるように推進されたい。

県下商工会議所が取り組むIT化推進事業及び商工会議所自体のIT化に対する支援措置を強化されたい。

<回答>

1 「ひょうごIT新戦略」(重点取組期間16～18年度)のもと、中小企業のIT導入を支援するとともに、その利用環境を整備するため、個々の中小企業のIT化ニーズに対応した専門家による指導助言、ITを活用した第二創業・新分野進出に係る新事業開発への支援などを積極的に進めていく。

2 土木・建築工事の電子入札については、平成15年12月から試行を、平成16年度以降、順次対象範囲を拡大し、平成19年度には本格実施することとしている。

電子入札の導入にあたっては、入札参加資格者名簿の登録企業全員に対して、はがきで周知するとともに、インターネット上に「兵庫県電子入札サイト」を開設し情報発信を行う等、情報提供と周知を図ってきた。

また、説明会等を開催するとともに、引き続き「模擬入札」や「体験講習会」を開催し、周知・啓発に努めていく考えである。

一方、入札参加資格申請についても、ホームページで情報提供と周知を図るとともに、無料の電話での相談窓口を設け、システムの習熟を図るなど、普及に努めている。

3 物品電子入札・開札システムの導入に当たっては、入札参加資格登録の電子申請及び本庁に係

る物品調達の電子入札に係る説明会の開催、チラシ等の作成・配布を行うとともに、パソコンを使用した体験講習会を実施するなど、事業者に対する周知・啓発に努めてきた。

また、このシステムは、兵庫県ホームページからアクセスし誰にでも容易に操作を習得できるよう練習機能を備えるなどの配慮をしている。

今後とも、兵庫県ホームページ等において、このシステムの利活用に係る新しい情報を的確に提供するなど一層の周知に努めていく。

4 平成15年度に運用開始した電子申請システムについては、その対象手続きを順次拡大している。

また、平成17年2月からは法人県民税・事業税の電子申告を開始しており、他税目や申請・届出手続のオンライン化、電子納税、納税証明書の電子化等についても調査検討を行っていく。

5 商工会議所のIT推進事業等については、中小企業の経営革新等を図る上で重要であるとの認識のもと、従来からの小規模事業支援費補助金のメニュー等を最大限活用しながら、今後とも支援措置の充実に努めていく。

<要望事項>

2 - (6) 中小企業の環境対策への支援

自動車NOx・PM法の施行に伴い、「環境の保全と創造に関する条例」によって走行規制を受ける県下関連事業者の代替車両への買い替えや排気ガス低減装置装着等の負担を軽減させる低利融資等の助成措置を一層充実されたい。さらに、条例の効果を担保する見地から、他地域から流入する不適合な車両に対する具体的な対応策を講じられたい。

また、環境マネジメントシステムの構築、環境保全に関連する新たな設備投資を行う中小企業に対し、税制面の優遇措置並びに特別融資の一層の拡充を図られたい。

<回答>

1 ディーゼル自動車等の運行規制の対象となる車両の買い替えについては、中小企業者を対象として、従来からの融資制度等に加え、平成16年1月より「特別融資」、「特別貸与」、「政府系金融機関の融資への利子補給」及び「特別補助」を設けている。また、運行規制対象車両への窒素酸化物及び粒子状物質を同時に低減する装置についても装着補助を行っている。

今後とも、車両の買い替え等が必要となる中小企業者に対する相談窓口等を通じ、個々の状況に沿ったきめ細かな対応を行うこととしている。

2 運行規制の実効性を確保するためには、引き続き規制内容の周知とともに検査体制の充実が必要であることから、カメラ検査等により判明した適用猶予期間中の車両について、使用者に対し注意喚起を促すとともに、他府県車両についても、自治体や商工会議所等に対し規制内容の周知を依頼することとしている。

あわせて、監視用カメラの増設や検査地点の拡大等により検査体制の整備・強化を図っていく。

3 環境に配慮した設備投資等を行う中小企業に対する具体的な支援策の拡充については、資金力や信用力に限界のある中小企業が環境保全等のための施設を設置するにあたって、県による資金融資と利子補給制度を創設しているほか、中小企業等の先導的な事業計画の策定に対して、助成を行っている。また、環境・リサイクル特区に指定された地域における不動産取得税の軽減や、排出ガスや燃費性能の優れた自動車に係る自動車税の軽減を行っている。

さらに、中小企業等が環境マネジメントシステムを構築するにあたっては、専門家を派遣する等、自主的な環境保全活動の取組を支援している。

<要望事項>

2 - (7) 雇用対策の推進

「兵庫しごとカレッジシステム」の運営については県下商工会議所との連携・活用に配慮する

とともに商工会議所が実施する各種人材交流事業や教育研修事業への助成を強化されたい。
高齢者・障害者の雇用を促進するため、雇用先の企業に対して助成金等のさらなる充実を図られたい。

有効求人倍率が改善しているにも関わらず、依然若年層の失業率が高止まりしており、所謂「フリーター」が増加しているが、このような中、中小企業においては基幹的な戦力となり得る若年労働者の確保が困難になっている。次代を担う若年者の就業促進や雇用のミスマッチの解消を図るため、職業教育の強化や、コンサルティング・能力開発・職業紹介等を一連のプログラムとして実施するなどの施策を講じられたい。また、インターンシップや日本版デュエルシステムへの期待は大きいですが、これには産業界の協力が不可欠であり、協力企業に対する助成金等の拡充を図られたい。

<回答>

1 経営者団体及び商工団体はじめ専修学校等職業能力開発サービスの実施機関や労働団体、行政機関等が相互に連携し、平成15年度から本格的に運営を開始した「兵庫しごとカレッジシステム」については、貴連合会と以下のような事項について引き続き連携を図っていきたいと考えている。

(貴連合会への協力依頼事項)

企業ニーズに対応した能力開発プログラム(個別企業ごとのオーダーメイド型)の開設に関する各商工会議所・会員への働きかけ

「公共職業訓練インターンシップ事業」等の職場実習先企業の確保、企業内技術者等の講師紹介

実務・教育連結型人材育成システム(デュアルシステム)実施に伴う実習受入企業の開拓、調整

受講修了者の就職先企業の確保・調整

2 商工会議所が実施する各種人材交流事業や教育研修事業については、従来から小規模事業支援費補助金事業の事業メニューにあるむらおこし事業等地域活性化事業により厳しい経営環境に置かれている小規模事業者の経営者、従業員等を対象に実施しており、今後も引き続き、事業推進に必要な経費を支援する。

3 雇用先の企業に対する助成金等による高齢者・障害者の雇用促進については、国と連携しつつ、継続雇用定着促進助成金や障害者雇用納付金制度に基づく助成金等、国の助成制度の活用等により、実施している。

県においては、引き続き国の助成制度の普及啓発等を行うとともに、平成17年度より新たに「事業所ユニバーサル貸付」制度を創設し、高齢者や障害者を雇用する中小企業等への設備資金融資を通じた雇用促進も行うこととしている。

4 若年求職者については、職業意識の醸成や労働市場の実態に即した職業能力開発、キャリア形成を図ることが重要であることから、「若者しごと倶楽部」において、概ね35歳未満の若年失業者等(所謂「フリーター」等の不安定就労者含む。)を対象として、就業支援から職業紹介までのワンストップサービスを提供しており、今後も、相談体制の充実を図ることとしている。

また、フリーターやニートと呼ばれる働く意欲のない若者の増加を抑止するため、ものづくりをはじめとするしごとの体験等を通じ、その関心を高め、職業に対する意識を醸成することが必要である。このため、産業、教育、行政等の各界の連携・協力の下、小・中学校、高校、大学の各段階において、職業に対する理解、勤労意欲の喚起等の職業意識の形成を支援する、しごと体験ネットワーク事業を新たに組織的・体系的に実施する。

5 兵庫しごとカレッジシステムでは、「Hyogoしごと情報広場」において 求職者が自己の有する能力・適性を的確に把握するとともにキャリアカウンセリングの実施、事業主委託訓練を活用し企業ニーズに対応したオーダーメイド型訓練などの職業能力開発を提供、若年者向けには、企業現場での訓練による実践的職業能力や職業意識の明確化等キャリア形成を図る公共職業訓練インターンシップ事業やしごと基礎能力習得プログラム事業を創設、就職や職業能力開

発に関する情報提供・職業相談、など一連の支援を実施することにより若年者の就業支援や雇用のミスマッチの解消を図れるよう施策を講じていく。

また、公共職業能力開発施設や専門学校等民間教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせ、若年者の就業意識の醸成、労働市場が求める職業能力を習得させることにより、若年者のキャリア形成を図る実務・教育連結型人材育成システム（デュアルシステム）を実施している。

なお、実務・教育連結型人材育成システム（デュアルシステム）の成果を高めるためには、産業界の協力が不可欠であり、当該システムの普及を図ることを通じて、協力企業の理解を得られるよう努めていきたい。

< 要望事項 >

2 - (8) 法人事業税への外形標準課税の撤廃

産業界がその導入反対を強く主張してきた外形標準課税については、遺憾ながら資本金1億円超の企業に対し平成16年4月から導入されているが、この導入が我が国産業の弱体化の一因となる懸念があり、今後、早急に廃止するよう国に対して強く働きかけられたい。

< 回答 >

法人事業税は、法人にその事業活動を行うに当たって受け取る行政サービスの経費を負担いただく応益課税であり、その受益、すなわち事業の活動規模に応じて広く薄く負担していただくというのが本来の姿であるが、所得課税では、大法人を含め、約3分の2の法人が税を負担しないという不公平が生じている。

外形標準課税の導入は、税の公平性の確保や応益性の明確化を趣旨としたものであり、地域における行政サービスの提供を支える税収を安定化されるという面もある。

外形標準課税は、平成15年度の税制改正により導入されたものであるが、当時の経済情勢を踏まえ、資本金が1億円を超える法人を対象として、外形標準課税の導入割合は4分の1に限定され、さらに、赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業を対象とする徴収猶予制度、雇用安定のための控除制度（報酬給与額が収益配分額の70%相当額を超える場合には超過額を収益配分額から控除）が盛り込まれている。

今後とも、納税義務者となる法人、関係団体に対し、外形標準課税が行政サービスとの応益性に配慮した税制であること、景気・雇用に配慮したものであること等の制度内容について、十分ご説明と周知を行い、現行制度の円滑な執行に向けてご理解とご協力をいただくよう努めていきたい。

< 要望事項 >

2 - (9) 法人事業税の超過課税の廃止

平成18年3月でその期限が到来する法人事業税の超過課税は、現下の企業を取り巻く厳しい経営環境や法人税減税等の税制改革全体の流れを勘案し、今回の期間満了を機に、是非とも廃止されたい。

< 回答 >

関係企業のご協力をいただきながら実施している法人事業税の超過課税の税収については、21世紀の新しい経済・社会システムに立脚した新たな産業構造を構築するため、新産業の創造や既存産業の経営・技術革新、雇用創出・安定対策の推進等により、将来に持続する力強い兵庫の産業を構築する施策を展開するための貴重な財源として大きな役割を果たしている。

法人事業税の超過課税については、平成18年3月11日までに終了する法人の事業年度をもって終了することになっている。期限到来後の取扱いについては、事前に県議会をはじめ関係の皆様と相談して検討したいと考えているが、延長する場合には、法人、経済団体等に対し、超過課税の必要性、用途等について十分説明し、ご理解を得る努力をしたいと考えている。

3. 小規模企業対策の拡充・強化

< 要望事項 >

3. 小規模企業対策の拡充・強化

我が国経済は一部に景気回復の兆候が見られるものの、長期の不況と著しい産業構造の変化等の影響により、県下各地では事業所数が引き続き減少傾向にあるなど地域経済の衰退が顕著になっている。このような中で、地域経済の活性化、街の復興・再生を進め、さらには地域での雇用の場を確保・創出していくためには、地域に根ざす中小企業、とりわけその大部分を占める小規模企業の健全な発展が不可欠であり、支援の最前線を担う商工会議所等が実施している経営改善普及事業は地域の中小・小規模企業にとって具体的かつキメの細かい経営指導として、その重要性が益々高まっている。

このような経営改善普及事業を今後とも充実・強化していくために、次の2点について十分に配慮願いたい。

小規模事業者への相談指導体制の一層の強化を図るため、経営指導員等補助対象職員の人件費の確保など待遇改善について今後とも特段の配慮を願いたい。さらに、各地商工会議所への経営指導員の配置数についても、従前の国庫分を含めた経営指導員数を今後とも維持されるよう配慮いただきたい。

国と県で補助金削減項目のひとつとして挙げられている小規模事業経営支援事業費補助金は、中小・小規模企業の経営改善や地域活性化に対し重要な役割を果たしているため、その必要性や効果を十分に考慮しながら検討を進められたい。また、平成15年度に終了した地域中小企業支援センターの専門家派遣制度は、創業や経営・技術革新を目指す中小・小規模企業にとって実効性の高い重要な支援制度であり、現在、国へ制度復活を要望中である。万一、前記の補助金削減が実施されたり、制度復活が実現しない場合には、これに代わる県単独の支援制度を新たに創設されたい。

< 回答 >

1 小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する指導等を中心とする経営改善普及事業など地域の総合経済団体として商工会議所が実施する各種事業の重要性は十分に認識しており、経営改善普及事業については、従来から事業推進に必要な経営指導員等の人件費及び事業費を小規模事業支援費補助金により支援している。

これら商工会議所への支援については、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努めるとともに、事業実施に支障がないよう、引き続き関係予算の確保に努めていきたい。

また、経営指導員の定数については、地区内の小規模事業者の数によって定められていることから、平成13年事業所統計の結果によっては一部の商工会議所において現在の配置数が定数を超過しているが、その超過数について、経営指導員の退職があるまでは配置を認めている。なお、国庫補助対象の経営指導員については、一般の経営指導員と同様に退職があるまで配置を認めてもらえるよう国に対し、引き続き要望していく。

2 地域中小企業支援センターにおける専門家派遣制度については、県中小企業支援センターが行う専門家派遣制度や小規模事業支援費補助金の対象事業である経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）といった同種の事業を整理した結果、廃止されたものであり、これらの事業を活用することによって、相談者のニーズに応えていきたい。

4. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

< 要望事項 >

4 - (1) 商店街等の活性化支援補助金の拡充と要件緩和

商店街等における空き店舗対策・共同事業・人材育成等の支援策を拡充・強化するとともに、ひょうご中小企業活性化センター等による施策情報提供の充実強化を図られたい。また、ユニークで自立的な商店街活性化活動を推進するため、商店街競争力強化基金等の補助要件や資金使途の条件について緩和を図られるとともに、申請時期等についても柔軟に対応願いたい。

< 回答 >

商店街等は、これまで商業的機能に加えて地域コミュニティの中心としての社会的機能を有してきた。しかしながら、現状では商業的機能のみならず社会的機能の低下も進んでいると考えられることから、地域住民に商店街等が必要であると認識してもらい、商店街等に足を向けてもらうため、社会的機能の再生を図り、まちづくりの観点から取組を進めることが、商店街の活性化に向けて重要と考えられる。

このことから、ひょうご産業活性化センターの有する情報発信、アドバイザー機能を活用しつつ、商店街等の空き店舗を活用した託児所等の子育て支援の実施や、新規開業希望者を試験的に空き店舗で開業させるミニチャレンジショップの開設等を支援する「空き店舗活用支援事業」を実施するほか、「地域連携イベント等支援事業」により地域と一体となって実施するイベント事業等を支援し、地域のにぎわい創出や商店街活性化に不可欠なリーダーの創出・育成等を図るなど、商店街活性化のために多面的な支援を進めていく。

また、商店街等の活性化に寄与する事業に対して支援する「商店街競争力強化基金」助成事業について、一層の活用が図られるよう、申請時期について柔軟に対応することとしているほか、過去に本助成を活用した商店街等による再度の助成希望は国に対して事前協議が必要とされているが、県としても商店街等活性化に必要な事業については、事業実施の必要性について国に積極的に働きかけていく。

< 要望事項 >

4 - (2) 「まちづくり3法」の抜本的見直しと中心市街地活性化への支援

「まちづくり3法」が制定され6年が経過したが、当初期待された効果は現れず、むしろ3法制定時より中心市街地の疲弊はさらに深刻化している。こうした状況を踏まえ、現行制度の総合的・抜本的見直しを国に働きかけられたい。また、地域に進出する大型量販店等が、既存商店街や近隣住民等と共生を図り、ともに地域の活性化を推進していくような県独自の仕組みづくりを推進されたい。

中心市街地活性化法による取り組みを効果的に進めるため、事業推進の中心となるTMOへの運営補助、県による市町への支援強化及び市町等行政内部における体制整備等に取り組まれない。また、TMOの事業の採算性や組織体制のあり方を市町とともに検討し、自律的な活動が可能となるように支援を行われたい。

大店立地法の運用については、同法下で近年増加しつつある深夜営業は周辺住民に看過できない影響を与えており、同法に基づく説明会の開催にあたっては、地域住民が参加しやすいよう指導するとともに、説明会開催の公示についても、自治体の広報またはホームページを通じて、より告知が行き届くよう配慮されたい。

< 回答 >

1 道路交通や適正な都市構造などのまちづくりの観点から、広域的に影響の大きい大規模小売店舗等の大規模集客施設の適正立地を誘導・抑制するため、県は阪神間の市町と連携して、「広域土地利用プログラム」を策定しており、17年度はこの取り組みを東中播地域に拡大することとしている。

また、中心市街地において大規模小売店舗立地法による駐車場設置台数を緩和することにより、店舗の新設や増床を促して中心市街地の活性化を促進させるため、県は中心市街地における駐車場設置基準の緩和ガイドラインを策定することとしている。

- 2 市町、TMO及び地域住民等のパートナーシップのもと、中心市街地活性化の取り組みが推進されるよう、「TMOまちづくり研究会」の開催、情報提供等を行っている。
- 3 周辺住民の方が住民説明会に参加できる機会を確保するため、説明会を平日の昼間に1回及びこれと異なる平日の夜間若しくは土日祝日に1回開催するよう、県は店舗設置者を指導している。

また、大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による住民説明会の開催の公告については、地域住民への周知を徹底されるため、店舗の立地する敷地内への掲示に加えて、日刊新聞紙への掲載、日刊新聞紙へのちらしの折り込み又はちらしの戸別配布をするよう指導している。

5. 地場産業の活性化・ものづくり産業の振興

<要望事項>

5 - (1)産学連携・技術開発等への支援

(財)新産業創造研究機構内に設置された「兵庫県産学官連携イノベーションセンター」は県下ものづくり産業の高度化、新産業の創造等に資する重要な組織であるので、引き続き、その運営を積極的に支援されるとともに、所要の予算措置を講じられたい。また、商工会議所の産学官連携への取り組みに対しても積極的に支援されたい。

経済・経営学分野における産学連携を促進するため、中小企業における人材育成、新たなビジネスモデルの構築などに関して神戸大学、兵庫県立大学のリエゾンセンター等と中小企業の連携を支援願いたい。

兵庫県立工業技術センターの東部指導拠点の設置及び「R尼崎駅周辺に兵庫県立大学のサテライトとして、工学系の大学院大学や社会人大学院を設け、夜間教室の開講やインターネットの活用等による教育への支援策を講じられたい。

尼崎市内には、公設の試験研究機関のみならず、民間企業の研究所等の集積が見られる。これらは“知的クラスター”として、貴重な地域資源のひとつであり、「研究拠点都市」としての知名度を上げる格好の材料である。環境・エネルギー、ナノマテリアル、バイオ、IT関連などの次代を担う新しいリーディング産業を中心に、これらの研究所の技術シーズや共同研究、技術移転の可能性を探る調査費用に対し、支援策を講じられたい。

播磨科学公園都市が先端光科学技術特区に認定され、国内外の先進的な研究機関や企業の集積が進むと思われるので、地域のものづくり産業の活性化のためにも、兵庫県立工業技術センターの指導拠点を同都市内に設置して頂きたい。

<回答>

- 1 県では、イノベーションの源泉である大学の知恵を活用したビジネスの立ち上げを促進する仕組みとして、平成14年度から「兵庫県産学官連携イノベーションセンター」を(財)新産業創造研究機構に運営委託し、成長分野の研究開発から事業化までを一貫して支援する大学発のイノベーションシステムを構築している。イノベーションセンターによる支援の結果、事業化が見込まれる案件も生じていることから、平成17年度においても必要な予算を確保することにより、引き続き事業を継続し、ベンチャー企業設立や既存企業の第二創業の実現を図っていく。

また、イノベーションセンターを効果的に機能させるため、県内大学、国研、公設試等の各研究機関のネットワークによる産学官連携総合窓口として、「兵庫県産学官連携コンソーシアム」を結成し、産学官連携により課題解決を求める企業の相談等に対応しており、商工会議所における産学官連携への取り組みについても、コンソーシアムを通じて積極的に支援していく。

- 2 なお、兵庫県立大学においては、平成16年4月の開学に併せて、同大学と産業界を結び、研究協力及び学術交流を積極的に推進するとともに、地域社会に開かれた大学としてその知的資産

を地域社会に還元し、社会に貢献することを目的とした、「産学連携センター」を設置し、従前の「産学交流センター（姫路産学連携センターに改称）」とともに、神戸・阪神間をはじめ全国的に産学交流事業を展開している。

- 3 従前から尼崎市には、「ものづくり」支援拠点として近畿高エネルギー加工技術研究所（AMP I）が設置され、地域中小企業の技術相談や受託研究等を実施されている。

また、AMP Iに、県立工業技術センターのOB職員を技術支援部長に配置するなど、密接に連携を行いながら、中小企業への技術支援を行っている。

平成17年度から、ナノ、次世代ロボット、健康、エコを中心に、成長産業クラスター（自律発展型産業群）を育成する、ひょうごクラスタープロジェクトを推進するため、阪神地域の産業特性に応じた共同利用機器を備え、研究・技術コーディネーターを配置した技術支援拠点として、阪神ものづくり支援センターを整備して、中小企業への技術支援を行っていききたい。

兵庫県立大学においては、工学系の大学院としては、既に工学研究科を設置しており、また、工学部において、社会人も対象とした編入学制度を設けている。

さらに、学内外で実施する公開講座の開講や大学連携ひょうご講座への参画に加え、より一層地域社会に貢献するため、公共団体や非営利組織等諸団体から依頼を受けて、研修会に教員を派遣する「開かれた大学」（出前講座）を開講しており、兵庫県立大学では、現段階において、尼崎地区周辺での大学院大学の設置等については計画していない。

- 4 ものづくり基盤を支える厚みのある基幹産業・中小製造業、大学・研究機関、産業支援機関等の有機的な結合を図り、ナノ、次世代ロボット、健康、エコを中心に、成長産業クラスター（自律発展型産業群）を育成するため、ひょうごクラスタープロジェクトを推進することとしている。

そのため、クラスターの核となり、産学官連携のマッチング、クラスター相互連携を推進・相乗効果を高めるための支援人材を配置するとともに、阪神地域における産業特性やクラスター特性に応じた阪神ものづくり支援センターをAMP I内に整備することとしている。

この阪神ものづくり支援センターを拠点として、技術シーズ、共同研究、技術移転や企業ニーズとのマッチング等による技術支援の活用を図っていただきたい。

また、(財)新産業創造研究機構においては、産学連携に関する企業からの相談への対応や技術者の紹介、技術シーズの発掘から事業化までの一貫した支援を行う「兵庫県産学官連携イノベーションセンター」や大企業や研究機関等の技術シーズや未利用特許を中小企業に移転する「技術移転センター」等が相互に連携しながら、一体となって中小企業の研究開発を支援しているので、併せて活用いただきたい。

<要望事項>

5 - (2)新商品開発と新たな市場開発への支援

ものづくり産業の振興にとって販路開拓が大きな課題となっているので、受発注等取引情報の収集・発信に努めるとともに商工会議所等が実施する商談・ビジネス交流のための場づくり事業への支援を強化されたい。

三木市の金物や神戸市長田区のケミカルシューズ等の地場産品の海外市場開拓や地域ブランドづくり等について積極的に支援願いたい。

西脇の「播州織」の高付加価値商品開発のためには、試験研究機関の充実が不可欠であり、兵庫県繊維工業技術支援センターの体制強化を図られたい。

JAPANブランド育成支援事業の採択を受け、豊岡商工会議所が実施する「豊岡かばんのブランド展開プロジェクト」については、産地活性化に大いに資することが期待されるので、今後の具体的事業の展開に対して積極的に支援願いたい。

地場産業認定方式による税制上の優遇策等、兵庫県産品を奨励する条例を制定されたい。

<回答>

- 1 マーケティング、販売ルートの開発、商談・ビジネス交流の場づくりについては、(財)ひょうご産業活性化センターにおいて各種商談会を実施し、ものづくり中小企業の支援を行っている。

また、受発注取引情報についてはセンターにおいて情報収集・発信を行うとともに、インターネットを活用した「ひょうご取引マッチングシステム」の登録企業拡大に努める等、支援体制の強化に努めている。

これらの制度を、是非ご活用願いたい。

- 2 地場産業の海外販路開拓については、これまで、産地組合等に対し海外での見本市・展示会の開催、出展等に支援を行うとともに、集積活性化法等の助成制度を活用し、企業グループ等が実施するマーケティング等へ支援を実施してきた。

また、意欲ある企業や企業グループに対しては、「地場産業新分野進出・新製品開発支援事業」により製品の企画立案からマーケティング、販路開拓に至るまでの総合的な取組や海外への販路開拓事業等に対して支援している。

このほか、平成17年度においては、新たに産地企業等のブランド向上を図る「地場産業ブランド戦略推進事業」によりブランド戦略に関するセミナーや講座による人材育成を図るとともに、デザイナー等の専門家の派遣、新たなブランド創出に向けた戦略の企画立案やデザイン管理、マーケティング等への支援により、産地企業等のブランド力向上を図ることとしている。

また、本県企業の海外市場開拓に当たっては、本県のもつ海外事務所等のネットワークを利用した情報提供などにより、支援を行うこととしたい。

- 3 県立工業技術センターについては、平成13年2月に策定した「県立試験研究機関・中期事業計画」に基づき、県民や企業のニーズに直結した研究への重点化や技術支援機能、コーディネート機能の強化を図っている。

具体的には、

研究分野では、企業ニーズが強く技術移転に結びつく研究開発の重点化

相談から事業化まで一貫したものづくり支援の推進

大学等との役割分担のもと、技術の仲介・連携、技術移転、交流の橋渡しをするコーディネート機能の強化

など、取り組みを進めているところであり、県立繊維工業技術支援センターについても、専門分野の市場・技術動向等を的確に踏まえ、企業との共同研究、産学官連携による大型共同研究など技術支援に必要な研究支援体制の整備を行って、播州織の高付加価値の新製品開発に努めている。

- 4 県下の地場産業や伝統産業については、「地域産業集積活性化法」や「地場産業新分野進出・新製品開発支援事業」、「中小企業経営革新支援法」、「第二創業・新分野進出支援事業」などによる補助金や低利融資、大手小売業者とのマッチングを図る場を創出する「地場産品流通ルート開拓事業」、さらには、工業技術センターの技術指導や中小企業支援センターの経営相談などにより、新製品・新技術開発や新分野進出、人材養成などの取組への総合的な支援を行っている。

平成17年度においては、従来の地場産業総合振興事業による東京等での「但馬地場産業展」への支援に加え、新たに産地企業等のブランド力向上を図る「地場産業ブランド戦略推進事業」のほか、兵庫のファッションや地場産業の国内外への情報発信を行うとともに、人材育成・確保を図る「ファッション人材発掘事業」及び「クリエイター育成支援事業(ドラフト!)」を実施することとしている。

これらの様々な取り組みにより「豊岡かばんのブランド展開プロジェクト」との相乗効果を狙っていきたい。

- 5 平成17年度においては、本年1月に策定した「ひょうご経済・雇用再生加速プログラム」に基づき、新たに「売れるものづくりプロジェクト」や「ものづくりのための人づくりプロジェクト」を推進していくため、産地企業等のブランド力向上を図る「地場産業ブランド戦略推進事業」のほか、兵庫のファッションや地場産業の国内外への情報発信を行うとともに、人材育成・確保を図る「ファッション人材発掘事業」及び「クリエイター育成支援事業(ドラフト!)」を実施することとしている。

<要望事項>

5 - (3)地場産業振興機関及びその活動への支援

(財)神戸ファッション協会や(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関への支援の継続・強化を図られるとともに、神戸ファッションフェスティバル、にしわき産業フェスタ、西宮酒ぐらルネサンス等各地の産業振興事業に対する支援を拡充されたい。また、県内地場産業拠点に対する積極的な支援を講じられたい。

酒造業を活性化させるため、兵庫県が指導的な見地から他府県の酒造事業者と連携したイベントの誘致開催を図られるとともに、兵庫県が関わられる会合やイベント等においては、日本酒での乾杯を徹底願いたい。

阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)が実施してきたファッション産業等におけるクリエイター育成等の地場産業の高度化支援事業等については、継続実施ができるよう配慮願いたい。

<回答>

1 (財)神戸ファッション協会等の地場産業振興機関が実施する地場産業製品の展示会の需要開拓事業やファッションショー等のイメージアップ事業や経営セミナー、パソコン教室等の人材養成事業、さらには酒ぐらルネサンス等の地域の産業振興イベント等に対して、国庫補助事業や復興基金事業等を活用して支援を行ってきた。

16年度をもって復興基金事業は終了するが、17年度においては地場産業等活性化支援事業により、産地が行う新製品・新技術開発事業、販路開拓事業、イメージアップ事業、人材育成事業等について支援することとしている。

さらには、各地の地場産業振興機関が実施する見本市や展示会の開催支援に加え、17年度においては、地場産業振興機関の協力を得ながら新たに産地企業等のブランド力向上を図る「地場産業ブランド戦略推進事業」、「ファッション人材発掘事業」、「クリエイター育成支援事業(ドラフト!)」等の実施により、県内地場産業拠点の総合的な活性化を図っていく。

2 清酒業界においては、これまで復興基金の活用により 新能や女性をターゲットにした灘の酒レディースデーの開催による清酒のイメージアップ 博多や名古屋など全国ベースでの展示・試飲会の開催を支援してきた。

また、工業技術センターによる新製品・新技術開発に係る技術指導のほか、意欲ある企業や企業グループが行う製品の企画立案やマーケティング、販路開拓に至るまでの総合的な取り組みを支援する地場産業新分野進出・新製品開発支援事業等により支援を行っている。

しかしながら、景気の低迷や消費者の日本酒離れ等により厳しい状況下におかれていることから、基金事業終了後の平成17年度においても地場産業等活性化支援事業により産地が行う新製品・新技術開発、販路開拓事業、イメージアップ事業、人材育成事業等について支援することとしている。

さらに、兵庫県酒造組合連合会及び灘五郷酒造組合が行っている「日本酒で乾杯」キャンペーンについては昨年春から、県及び関係団体が行う懇親会等の場で日本酒の積極的な利用を呼びかけている。

6 . 新産業の創造・誘致

<要望事項>

6 - (1)創業・第二創業・経営革新支援の拡充

起業家・ベンチャー企業の支援策として、商工会議所が実施するセミナー及び金融・人材斡旋・コンサルティング等の支援策を強化されるとともに、創業や第二創業、経営革新の身近な支援拠点である県下10カ所の地域中小企業支援センターの機能拡充・強化を図られたい。また、ベンチャー企業の成長に不可欠な資金面をサポートするベンチャーマーケット協議会など投資家とのマッチングの機会提供等に引き続き支援されるとともに、マーケティングや販路拡大についても支援を願いたい。

アーリーステージにある中小企業の財務面を支援するため、新産業創造キャピタル制度、新規事業開発補助制度等の拡充強化を図られたい。また、商工会議所が推進する地域限定版ファンド

「ひょうごエンジェルファンド『魁』」が有効に機能するよう一層の支援を願いたい。

<回答>

- 1 (財)ひょうご産業活性化センター等の関係機関と連携しながら起業家の育成から投資までを支援する起業家育成システムを実施しているが、各地域の商工会議所等で実施されている起業家向けセミナー等とも連携しながら、内容の充実に努めていく。
- 2 地域中小企業支援センターについては、地域における創業や経営革新の支援拠点として、県中小企業支援センターとの連携を図るとともに、地域資源を活用したビジネスを創出するための創業・経営革新スクールを開催するなど、適宜的確な事業を展開することにより、相談者のニーズに即した一層の機能強化を推進していく。
- 3 地域が一体となって21世紀をリードするベンチャー企業を輩出するため、ベンチャー企業と投資家等との幅広いマッチングを行う「ひょうごベンチャーマーケット」の開催など、引き続き有望なベンチャー企業の発掘を図り、その成長・発展を体系的かつ総合的に支援していく。
- 4 中小企業の成長発展の大きな隘路の一つとなっている的確な市場戦略の構築を積極的に支援するため、斬新なアイデアや優れた技術力等の下に開発される新商品や新サービス等を有する成長可能性が高い中小企業に対し、当該新商品の市場競争力等を確実に確保するため、支援ネットの目利き能力を最大限に活かし、その市場、経営戦略の構築支援を行うとともに、企業OBや専門家等の経験・ノウハウを活用して商品・サービスの販路開拓支援を行うマーケティングナビゲートシステム事業や、元気企業の経営者等による経営指南を行う。
- 5 21世紀の県経済を支えるリーディング産業の創出を目指し、研究開発から事業化までの各段階に応じた補助、投融資、技術・経営支援などを総合的に展開する「ひょうご21世紀産業創造戦略」を、新たに産業クラスターも対象として推進することとしている。
同戦略では、成長産業クラスターをはじめとした新産業・新事業の創出を促進するための産学官連携による立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトを支援する「兵庫県COEプログラム推進事業」、産学連携や事業連携等による研究開発を支援する「産学連携新産業創出支援事業」、成長分野へ進出するための研究開発を支援する「第二創業・新分野進出支援事業」等を実施するほか、県立工業技術センターの技術支援や、(財)ひょうご産業活性化センターの経営支援などソフト面の支援も併せて行うことにより、総合的に支援することとしている。
また、新産業創造キャピタルについては、法改正により新規投資ができなくなるものの、民間ベンチャーキャピタルと協力し、ひょうご産業活性化ファンド(仮称)を創設することとしている。このファンドにおいても、引き続きひょうごエンジェルファンド「魁」が投資する企業に対し、協調投資することとしている。

<要望事項>

6 - (2) 構造改革特区構想の推進

構造改革特区として認定を受けている県下各地域に対し、当初目標が達成できるよう強力に支援願いたい。また、規制改革の一層の推進とともに、税財政支援などのインセンティブ付与の導入を図るよう国に強く働きかけられたい。なお、関西州特区についても、関西自治体と協力して積極的に検討・推進されたい。

構造改革特区を活用した新産業創出支援のための施策(研究支援センターの設置、公的研究機関・大学研究所・企業の誘致等)に取り組んで頂きたい。また、税の優遇だけでなく、助成金や用地無償貸与などによる特区への企業誘致に積極的に取り組んで頂きたい。

<回答>

- 1 構造改革特区については、地方公共団体や民間事業者等の自発的な提案によって、地域を限定した規制改革を行い、経済の活性化等を図ることを目指すものとして、平成15年4月以降、全国で475件、県内では22件の特区計画が認定を受けている。(平成17年2月現在)

この特区計画を着実に推進するため、県では庁内全部局で構成する「全県会議」を設置し、県としての推進方策や支援策等の検討、地域課題の連絡調整等を行うとともに、計画認定区域ごとに地元市町や企業等の関係機関による「地域会議」を設置し、計画の実現に向けた必要な支援を行っている。

また、特区においては、規制改革の推進とあわせ、その効果が十分に発揮されるよう、税制措置や補助・融資等のインセンティブ施策を積極的に導入し、特区制度をさらに充実させることが必要であることから、来年度の国の予算編成に対する県からの要望活動等において、特区における税財政支援等の実施、措置項目の一層の拡大とその速やかな具体化、構想提案、計画申請に係る手続きの簡略化等を求めてきた。

今後も、特区の提案募集等は定期的に実施されることから、制度説明や個別相談等を行う「ミーティング」を随時開催し、更なる構想（特例措置）の掘り起こしに努めるなど、県内の市町や民間等と連携した取組を進めるとともに、税財政支援等を含めた特区における支援措置の拡充においても、引き続き、国に対して強く働きかけていく。

- 2 構造改革特区制度に呼応し、播磨科学公園都市を中心に本県の産業構造改革を先導する高付加価値型産業の創造拠点づくりを進めるため、「先端光科学技術特区」の認定を受け（平成15年4月）その拡充に努めている。
- 3 構造改革特区のうち、産業の集積が必要な地区については、県の産業集積条例の基づく「構造改革特別地区」に指定し、進出企業に対し不動産取得税の軽減だけでなく、新規地元雇用者・先端技術型事業の設備投資補助及び低利融資の優遇措置を講じる。また、17年度からは、産業集積条例を3年間延長し、設備投資補助の要件を投資額100億円以上から50億円以上に引き下げるとともに、補助限度額を撤廃するなど支援企業の対象を拡大し、積極的な企業誘致に取り組んでいる。

< 要望事項 >

6 - (3) 国際経済拠点の形成・内外企業の誘致促進

内外企業の県内立地を促進するため、産業集積条例に基づく新産業構造拠点地区、国際経済拠点地区、産業集積促進地区、産業活力再生地区及び構造改革特別地区への進出企業に対する不動産取得税の軽減など税制面等の優遇措置を充実されるとともに、国際経済交流テクニカルビジット受入事業等、国際経済拠点の形成に向けた取り組みを引き続き推進されたい。

阪神・淡路産業復興機構（HERO）が担ってきた「ひょうご投資サポートセンター」の機能については、国内企業誘致も対象に加えるなど、その拡大を図り、行政、経済団体、企業がネットワークを形成するワンストップの誘致・サービス拠点を整備されたい。

< 回答 >

- 1 優れた産業・社会基盤を有する拠点地区への産業集積を促進するため、県では不動産取得税の2分の1の軽減、新規地元雇用者補助や先端技術型事業への設備投資補助、外資系企業向けオフィス賃料補助金、年利1.1%の拠点地区進出貸付等、拠点地区に進出する企業に対して様々な優遇制度を講じている。
17年度からは、産業集積条例を3年間延長して、新たに新産業創造拠点地区を創設し、産業クラスター形成のための企業立地を支援していくこととしている。特に新事業・雇用創出型産業集積促進補助金については、支援対象企業の拡大を図るため、設備投資補助の対象要件を投資額100億円以上から50億円以上に引き下げるとともに補助限度額を廃止、「新産業創造拠点地区」へ進出する研究開発型企業への設備投資補助・オフィス賃料補助等優遇措置の拡充を図り、積極的な企業誘致に取り組んでいく。
- 2 本年度においても、姉妹州省等からの海外ミッション等の受入のため、国際経済交流テクニカルビジット受入事業を継続実施することにより、国際的なビジネス環境の整備を図り、国際経済拠点の形成を進めて参りたい。

3 県では、ひょうご投資サポートセンターの機能を継承するとともに、国内外企業への誘致活動を総合的に実施する「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を平成17年度より(財)ひょうご産業活性化センターの誘致部門として新たに設置する。

同センターでは、「ひょうご投資サポートセンター」で行ってきた外国・外資系企業誘致に、国内企業誘致機能を付加するとともに、県内企業の海外進出支援による双方向の国際経済交流支援を行う。

(1) 名称

ひょうご・神戸投資サポートセンター

(2) 設置場所

神戸：「神戸商工会議所会館」内（神戸市中央区港島中町）

東京：「ひょうご倶楽部・東京」内（東京都中央区八重洲）

(3) 主な業務

国内企業誘致事業

- ・ 情報提供事業
- ・ 企業誘致PRツール作成事業
- ・ 企業立地情報の収集
- ・ 企業誘致活動事業

国際投資支援事業

- ・ 外国・外資系企業誘致事業
- ・ 海外市場進出支援事業
- ・ 誘致関係機関との連携

< 要望事項 >

6 - (4) 神戸医療産業都市構想の推進

神戸医療産業都市構想については、主要な研究施設等がほぼ整備され、研究者及び医療関連企業も着実に集積しつつあるので、今後は研究成果の産業化を促すとともに、「アジアのメディカルセンター」の形成を目指した将来の発展方向についてランドデザインを策定するなど、神戸市とともに強力的に構想を推進されたい。

< 回答 >

神戸医療産業都市構想の推進に向けては、県としても、先端医療センター整備への補助、先端医療振興財団への出捐や同財団役員への県幹部就任など財政面・人材面での幅広い協力・支援を講じている。

また、「神戸地域知的クラスター本部地域連携連絡会議」及び「メディカルクラスター検討会（準備会）」に参画し、発展性ある将来ビジョンの検討や地域ネットワークづくりなど、クラスター形成のための取り組みについても協力しており、今後もこれらの支援・連携を継続する。

7 . 産業基盤・情報通信基盤の整備

< 要望事項 >

7 - (1) 西播磨テクノポリス計画の推進

播磨科学公園都市の第2・3工区の早期着工を図られるとともに、土地分譲条件の緩和等により研究開発型企業や高度技術型工場等の企業誘致を一層推進されたい。また、播磨科学公園都市と周辺市街地との交通アクセスの整備、西播磨テクノポリスサテライト構想特定用地の早期利用並びに先端産業や企業の誘致促進を図られたい。

< 回答 >

1 第2・3工区については、現在進度調整中であり、第1工区の熟成度や社会経済情勢等を勘案

して、取組みを検討することとしている。

企業誘致については、ニュースバルでの研究成果を産業化に結びつけた企業が立地したところであり、今後もSpring-8、ニュースバルの産業利用が見込まれる先端デジタル家電関連企業等を中心に誘致活動に取り組んでいく。

また、「産業集積条例」による優遇措置のほか、事業用定期借地制度の導入、中小区画二重に対応するための既存区画の分割などを新たなインセンティブとした誘致活動を展開する。

- 2 播磨科学公園都市と周辺地域を連絡する道路は、これまで(主)上郡三日月線(国道179号~テクノ~上郡町間)(主)相生山崎線(国道2号~テクノ~国道179号間)(主)姫路上郡線(真広~竜野西インター線間)等の整備を進め、いずれも完了している。

さらに、周辺市街地との連携強化を図るため、揖龍南北幹線道路、はりまふれあいロード、(一)竜泉那波線、(主)若桜南光線、(主)姫路上郡線等について整備を進めており、今後とも事業の推進に努めたい。

- 3 また、県では、播磨科学公園都市等に企業の集積を図るべく、県内外の企業に対して立地動向アンケートの実施、個別企業訪問及び現地案内を実施しているほか、今年度は、従来の首都圏及び近畿圏に加えて中京圏にも企業誘致専門員を配置し、個別企業の情報収集、地元市町及び県民局で構成される企業誘致組織「西播磨地域企業誘致促進協議会」への参画及び情報交換を通じ、強力に、企業誘致活動を展開している。

<要望事項>

7-(2)高度情報通信基盤の整備促進

情報関連産業の集積を図る「ひょうご情報公園都市」の核施設の早期整備と交通アクセスの利便性の向上、一層の企業誘致をすすめるとともに、兵庫情報ハイウェイの民間開放による高速インターネットサービスの普及等を一層促進させるための啓蒙・情報提供に注力され、地域間格差の是正、県内全域におけるブロードバンドインフラ構築の早期実現を図られたい。また、今や情報伝達の手段として欠かせない携帯電話の通話可能エリアの拡大を推進されたい。

<回答>

- 1 第1工区に分譲地の企業立地状況を勘案して基盤整備を進めることとし、区画道路工事、上下水道及びガス等のライフライン工事などを実施している。今後、進出企業の具体化に合わせて、オーダーメイド方式などにより製造成を推進する。

また、今後、企業誘致については、次の取組を重点的に推進する。

交通アクセスの優位性を活かした企業誘致活動の展開

産業集積にかかる県条例、市条例による優遇制度の延長、拡充や早期立地割引制度等の継続、定期借地権制度の導入等インセンティブの活用

情報関連企業経営者等による「意見交換会」を開催し、新たなビジネスチャンスの創出等による企業誘致の可能性を検討

これまで引き合いのあった企業等に対する個別ニーズに見合ったインセンティブの検討やプレゼンテーションの実施等広報活動の充実

- 2 中核的機能については、産業労働部等との連携のもと、産業技術支援機能や研究開発機能など企業ニーズを踏まえた幅広い観点から整備を検討する。

また、カーネギーメロン大学情報大学院日本校については、平成17年4月の神戸市内での開校に向け、経営母体となる財団法人の設立など諸準備が進められている。今後、ひょうご情報公園の都市の成熟状況やカーネギーメロン大学情報大学院日本校の運営状況等を踏まえながら、都市内への本格キャンパス誘致を目指すこととしている。

- 3 兵庫情報ハイウェイの民間開放により、高速インターネット接続サービスを提供する多くのプロバイダが利用しているが、ホームページでの紹介や説明会等により、なお一層兵庫情報ハイウェイの有効活用等について普及啓発を図るとともに、市町と共同して民間通信事業者のDSL等

の機器整備を支援する「ブロードバンド100%整備プログラム」により、平成17年度中に県内どの地域（電話局単位）でも高速インターネット接続サービスが利用できる情報利用環境の整備を進める。

また、携帯電話の不感地区の解消については、平成16年度に「ケータイエリア拡大プログラム」を創設し、平成20年度までの5か年で50地区を対象に、市町が行う基地局整備を促進している。今後とも、市町と密接に連携して、このプログラムを積極的に推進するとともに、事業者の一層の参入を促進するため、ケーブルテレビ回線の事業者への開放や、国が新年度創設を予定している、鉄塔から交換局間の回線借上経費の軽減制度の活用等を進め、携帯電話の不感地区の一層の解消に取り組む。

< 要望事項 >

7 - (3) 尼崎21世紀の森構想の推進

工場跡地等の遊休地を抱える尼崎臨海地区において、自然環境の回復・創造による環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎21世紀の森構想」については、その対象地域を地域緑化の先導的地域に指定し、同地域内の企業が屋上緑化資金融資制度や都市緑化促進事業助成金を利用する際、利率の軽減や補助率・補助金額の増大などの配慮を願いたい。また、本構想の主旨を踏まえ、同地区内にて開催されるのじぎく兵庫国体にあわせて、先導的な試みとして「燃料電池バス」もしくは「電気自動車」を使用し、環境にやさしい交通体系を導入されたい。

< 回答 >

兵庫県では、ヒートアイランド現象など都市環境問題の改善を図り、ゆとりと潤いにあふれる都市空間を創造するため、都市部における総合的な緑化を推進している。

平成17年度においては、厳しい財政状況のなか前年度並みの予算を確保し、引き続き都市緑化促進事業助成金制度により、建築物の屋上・壁面等の緑化促進に取り組む。同制度の補助率等は全県一律となるが、「尼崎21世紀の森構想」対象地域における企業の取組については、今後積極的な支援に努めていく。

また、「尼崎21世紀の森構想」推進のためには、環境にやさしいモビリティの構築をめざし、その一つの方策として、バス交通の充実が重要である。そこで、尼崎臨海地域の交通利便性及び尼崎の森中央緑地へのアクセス向上を図るため、地元企業へのヒアリング結果等を参考に、尼崎市とともにバス交通研究会を設置し、バス路線の充実等について検討を行っている。

平成17年度は、効果的で実現性の高いルートを選定し、試験運行により課題把握や利用者の意見聴取などを行い、臨海部のバス交通の充実に向けた検討を進めるとともに、低公害型バスの動向等にも留意しながら、バス事業者等関係者とともに環境にやさしい交通体系の導入に努めていくこととしている。

< 要望事項 >

7 - (4) 中心市街地等地域拠点整備の推進

下記の地域拠点整備計画を関係機関と連携して推進されたい。

神戸・阪神地域

- ・ JR尼崎駅周辺「あまがさき緑遊新都心」における土地区画整理事業の一層の促進
- ・ 阪急伊丹駅周辺の福祉高齢者をターゲットとした再活性化の促進
- ・ 平成17年度にオープンする兵庫県立芸術文化センター（仮称）を核とした芸術文化の振興
- ・ 宝塚北部における環境創造と新たなライフスタイルの創出拠点となる「北部新都心構想」「ガーデンビレッジ（仮称）構想」の早期実現

東・北播磨地域

- ・ JR魚住駅等の周辺環境整備の推進
- ・ 山陽電鉄各駅及び駅周辺の環境整備と山陽電鉄連続立体交差第2期事業の早期推進
- ・ JR加古川駅北及び南西地区再開発、東加古川駅周辺地区の再開発・整備の推進
- ・ 北播磨ハイランド構想の早期実現と北はりま田園空間博物館交流推進事業の実施
- ・ 小野長寿の郷（仮称）構想の早期実現

中・西播磨地域

- ・ J R山陽本線等（姫路駅付近）連続立体交差事業の早期実現と駅周辺整備事業の推進
- ・ 相生駅南地区及び那波丘の台地区の市街地整備事業の推進

<回答>

〔神戸・阪神地域〕

- 1 本地区は、J R東海道線、J R福知山線及び東西線が乗り入れ、快速、新快速が停車するなど広域的な交通拠点であるJ R尼崎駅の北西部に位置し、ビール工場の移転跡地を中心とした地区である。

現在、あまがさき緑遊新都心地区においては、地区内の低未利用地の機能更新及び県東部の都市拠点としての形成を図るため、都市再生機構、尼崎市、兵庫県の相互協力のもと都市機能更新型土地区画整理事業により基盤整備の促進を図っている。

また、建物移転及び道路築造を行っており、平成16年度末時点で仮換地指定率は70%、進捗率は総事業費ベースで31%となっている。

今後とも、本土地区画整理事業の推進に対しては関連事業との調整を図りながら適切な指導及び予算確保に努めていきたい。

- 2 阪神・淡路大震災からの心の復興・文化の復興のシンボルであり、自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」をめざす、兵庫県立芸術文化センターについては、平成17年10月の開館をめざし、整備を推進している。

開館後は、開館を祝すとともに、芸術文化センターの開館をアピールし、芸術文化センターにおける今後の事業展開の「ショーケース」ともなる開館記念事業を展開し、国内外に「芸術文化立県ひょうご」を発信していく。

開館記念事業の実施にあたっては、創造する劇場としてオリジナリティ豊かな自主企画制作事業を中心としながらも、県民創作オペラ「おさん茂兵衛 丹波歌暦」の上演や、県内の舞台芸術団体等の自主企画・制作事業を共催で展開するなど、県民に舞台芸術の発表機会を提供する。

また、センターの開館に合わせて、付属交響楽団「ひょうごオーケストラ（仮称）」を設立し、センターを中心とした定期公演、特別定期公演、青少年鑑賞公演のほか、県内外ホールにおける巡回公演やアウトリーチ活動等を展開していく。

これらの取り組みを通じ、舞台芸術創造活動の拠点である芸術文化センターを核として、県民の芸術文化の振興を図っていく。

- 3 宝塚北部地域は、大都市近郊の中で豊かな自然環境に恵まれた数少ない地域であり、自然と共生する土地利用を基本に整備を進めていくべきであることから、引き続き、国における第二名神高速道路の検討状況などを見極めつつ検討を行っていく。

- 4 ガーデンビレッジ（仮称）構想は、園芸業・造園業を中心に土木や建築、教育や健康といった花と緑による豊かな生活及び生活空間づくりを支える産業群からなる「景観園芸産業」の振興を進めようとするものである。

景観園芸産業は新しい産業群であるため、産業振興を図るには、今まで交流の機会がなかった景観園芸産業群における同業種・他業種同士の幅広い交流を行う必要がある。そのため、「ひょうご景観園芸産業研究会」を平成15年7月に設立して、交流ネットワーク化を進めている。

また、「景観園芸産業新ビジネスモデル実証支援事業」を平成17年度も引き続き実施し、景観園芸産業にかかわる企業グループ等が研究開発した新製品・新サービス及び新技術等のビジネス展開を支援することとしている。

こうした事業を活発に展開して研究開発及び情報発信機能の展開を促進し、「景観園芸産業」の振興に努めていきたい。

〔東・北播磨地域〕

- 1 山陽電鉄播磨町駅周辺は、播磨町の市街地中心核・玄関口として位置づけられており、駅南側には町庁舎、中央公民館、図書館などの中心的な機能が集積している。

それに対して駅北側は、老朽化した店舗併用住宅や木造共同住宅、戸建住宅等が密集混在して

いるため、環境面、防災面での改善やシビックゾーンとして都市サービス機能の強化を目的に、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、効率的なまちづくりを進めている。現在、平成10年度に策定した整備計画に基づき、老朽住宅の買収除却、地区生活道路の整備、にぎわい広場の整備等を行っている。今後も引き続き事業を実施し老朽住宅の買収除却、地区生活道路の整備を行う。

また、山陽電鉄連続立体交差第2期事業については、平成13年度末に事業認可を取得し、平成14年度より地元説明及び用地買収に着手しており、明石市や地元の協力を得ながら、2期事業を推進することとしている。

JR加古川駅北の地区は、住宅供給・商業機能の集積を担う地区として位置づけられているが、公共施設等の基盤整備が未整備なまま市街地化が進行していた。また、JR山陽本線に接して北側に旧国鉄用地が広がり、地区発展の阻害要因となっていた。

そのため、当該地区に隣接するJR山陽本線及び加古川線の連続立体交差事業に併せて土地区画整理事業を行い、播磨地方拠点都市地域の拠点地区として、また、加古川市の中心市街地として相応しい地区を創出するため、都市基盤施設の整備を行っている。

加古川駅北土地区画整理事業については、現在、建物移転及び道路築造を行っており、平成16年度末時点で仮換地指定率は46%、進捗率は総事業費ベースで65%となっている。なお、平成16年度から着手している駅北広場については、平成17年度に完成予定となっており、また、加古川駅付近連続立体交差事業の事業期間は平成17年度迄となっている。

県としては、本土地区画整理事業の進捗に対しては関連事業との調整を図りながら、適切な指導及び予算確保に努めていきたい。

- 3 北播磨県民局では、“交流と共生”の理念のもと、「都市との交流舞台」として新たな交流の創造を目指す「北播磨交流の祭典（きらっと北播磨 交流大舞台2005）」を平成17年度春季、夏季、秋季に3会場で開催するとともに、北播磨地域が持つさまざまな資源や、都市と農山村との交流の接点となる地域特性を生かしながら、「北播磨 豊かな自然との共生 交流の舞台づくり - 」を地域テーマとして北播磨の魅力ある地域づくりを推進していくこととしている。

その中で、「北はりま田園空間博物館交流推進事業」として、平成16年度に引き続き、田園空間博物館案内人（インタープリター）養成講座等をNPO法人北はりま田園空間博物館に委託するとともに、北はりまハイランド・ふるさと街道の整備推進や田園空間博物館エリアの道路案内標識を整備するなどにより、「北はりまハイランド構想」の実現に向けた取り組みを支援していく予定である。

特に「北播磨交流の祭典」のくつろぎ舞台（8/5（金）～8/7（日））は、北はりま田園空間博物館総合案内所・周辺広場を会場として開催することとしており、NPO法人も参画して、多彩なイベント等が行われ、都市と農山村の交流の舞台づくりが一層推進されると期待している。

- 4 小野長寿の郷（仮称）構想については、平成15年7月にこれまでの検討結果を「高齢者の新しい住まい方を提案するまちづくりモデル調査報告書」として公表し、その後、事業化に向けたアンケートなどを実施して、民間事業者の参入意向や県民ニーズについて調査してきた。

居住ゾーンである山田地区については、事業参画意向に関するアンケートの結果、開発モデルをそのまま事業化することが困難な状況である。そのため、市場地区健康・交流施設計画の検討を踏まえながら引き続き検討を進める。

また、交流ゾーンである市場地区については、15年度にとりまとめた「市場地区健康・交流施設基本構想を踏まえ、有識者等による懇話会を設置し、今年度は県が先導的に整備する中核施設や民間施設、里山活動施設のあり方等について検討を進めてきた。

来年度は本構想の実現に向け民間事業者の動向や県民ニーズを見極めながら、先導的な中核的施設の整備に向けて、学識者の意見を聴取しながら詳細な検討を行うとともに、民間事業者の参入意向、参入条件等についても調査することとしている。

〔中・西播磨地域〕

- 1 JR山陽本線等（姫路駅付近）連続立体交差事業は、平成9年度に山陽本線東部区間約1.6kmの高架切替を行い、現在、平成17年度末のJR山陽本線の高架切替に向け、姫路駅部及び

西部区間の高架工事及び山陽電鉄移設工事を進めている。山陽本線の高架切替後は、姫新・播但線の早期高架切替に向け、整備を推進することとしている。

姫路駅周辺では、「キャストイ21計画」等各種構想・計画に基づき事業を展開していたが、都心部全体のまちづくりの目標の必要性から、平成16年7月に姫路市が「姫路市都心部まちづくり構想素案」を策定し現在、県も参画し「姫路市都心部まちづくり構想検討懇話会」により検討している。

都市基盤整備については連続立体交差事業、土地区画整理事業及び関連道路事業が一体的に実施されており、この内、姫路市が施行する姫路駅周辺土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、連続立体交差事業用地の確保、南北交通軸の形成及び駅前広場等の公共施設の整備改善を目的として事業が進められており、平成16年度末時点で仮換地指定率は98%、進捗率は総事業費ベースで26%となっている。

県としては、連続立体交差事業の事業効果早期発現のため、都市計画道路の物件補償や整備を積極的に進めるとともに、駅前整備に係る大規模移転物件補償費等、適切な予算確保に努め積極的な事業推進が図られるよう取り組んでいくこととしている。

- 2 相生駅南地区においては、良好な市街地の整備に向け、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市整備事業が実施されている。

この相生駅南地区においては、良好な市街地の整備に向け、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市整備事業が実施されている。

この内、相生市が施行する相生駅南土地区画整理事業については、平成元年度に事業計画を決定し、交通ターミナル機能の整った駅前広場等の公共施設整備により、相生市の玄関口にふさわしいまちづくりが進められている。

平成16年度末時点の仮換地指定率は93%であり、公共施設整備は駅前広場が完成し、後は橋梁及び区画道路の一部と地中電線路の入線工事を残すだけとなっており、進捗率は総事業費ベースで93%となっている。

県としては、今後の進捗状況等を考慮しながら適切な指導に努めていきたい。

また、組合が施行する相生駅前地区Aブロック第1種市街地再開発事業については、近年の社会情勢の中、事業計画の見直しをする必要があり、平成14年12月に公共事業等審査会において、組合に対する補助事業は一旦「休止」が妥当との答申を受け、現在、市において見直し中である。

- 3 戦前に建てられた木造老朽住宅が密集する相生市那波丘の台地区では、居住環境や防災性の向上、道路・公園等の都市基盤の整備を目的に、土地区画整理事業と住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の合併施行により、効率的なまちづくりを進めている。

この内、土地区画整理事業については平成7年11月に事業計画を決定し、都市計画道路陸那波南本町線をはじめ、那波丘の台公園等の公共施設整備を行い、宅地の利用増進を図るべく事業が進められている。平成16年度末で進捗率は総事業費ベースで54%、仮換地指定率は85%となっている。

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、平成6年度に整備計画を策定し、老朽住宅の買収除却、従前居住者のためのコミュニティ住宅の建設等を行っている。平成13年9月にはコミュニティ住宅58戸が完成し、今後は土地区画整理事業の仮換地指定状況等を考慮しながら、老朽住宅の買収を進めていく。

8. 魅力ある兵庫づくり

< 要望事項 >

8 - (1) 集客観光PR事業の展開

地域の特色を活かした集客促進を図るため、兵庫県下の多彩な産業・技術基盤をツーリズム資源として登録している企業に対し、内外ツーリストの受け入れのための新たな案内標識、マイク等の案内設備、パンフレット等について、引き続き助成措置を講じるとともに、さらなるPR活動を展開されたい。

さらに、秀吉で名高い三木市の「湯ノ山街道」や、高砂市の武蔵ゆかりの地、赤穂市の赤穂義士祭など、地域の魅力を高めるような歴史の掘り起こしや人物の顕彰活動等について支援を願いたい。

<回答>

県下の産業・技術関連施設を登録し、新たなツーリズム資源として県内外にPRする「産業ツーリズム」については、15年度より事業を開始し、本年2月末現在で228施設に登録していただいている。16年度においては、登録施設の観光客受入体制整備を支援するため、設備・備品等の整備に係る経費の一部を助成する一方、インターネットによる情報発信やパンフレットによる旅行エージェント・マスコミ・教育機関等へのPRのほか、登録施設を訪問する団体借り上げバス経費を一部助成する「産業ツーリズムバス」により、観光客の来訪を促進してきた。

17年度においても、これまでの実績を考慮の上、登録施設による観光客の案内・説明に必要となる備品等の整備への支援のほか、専門スタッフによるPR活動や「産業ツーリズムバス」による海外も含めた観光客の来訪を促進することとする。

また、地域の商工団体、観光関連団体等が行う、地域の賑わい創出と消費意欲の喚起等、地域経済の活性化を目的とした集客・交流イベントに対して、その基盤的経費の一部を助成する「地域活性化集客支援事業」を17年度においても実施することとしているので、歴史の掘り起こしや歴史上の人物の顕彰等、地域資源を活用した集客イベントを開催される場合には、この制度をご活用いただきたい。

<要望事項>

8 - (2)淡路島国際公園都市等の整備促進と神戸ルミナリエ等の開催支援

国営明石海峡公園をはじめとする淡路島国際公園都市の地域整備、大蔵海岸等関連施設の拡充を引き続き推進するとともに、明石海峡大橋を活かした継続的集客策の展開、観光PR等に積極的に取り組まれない。また、震災犠牲者への鎮魂等の理念を継承し、数多くの観光客に評価される一大行事として定着した神戸ルミナリエの継続開催に対し、引き続き積極的な支援措置を講じられたい。さらに、姫路において開催される日本青年会議所全国大会、第25回全国菓子大博覧会の成功に向けて積極的に支援頂きたい。

<回答>

1 国営明石海峡公園（淡路地区）は、近畿圏における広域レクリエーション需要の増大に応えるため、「自然と人との共生、人と人との交流」を基本理念に、平成5年度から国土交通省近畿地方整備局により整備が進められている。

本公園は平成14年3月に全体計画面積約96haのうち、30.1haについて第1期開園を行った。また、平成15年4月には6.0haの第2期開園、さらに平成16年4月17日には0.9haの第3期開園を行い、合計37.2haがオープンしている。県としても今後も引き続き、同公園の整備促進に向け国と協力するとともに、要望していく。

2 大蔵海岸の整備に関しては、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所及び明石市により進められ、そのハード整備は完了しており、地域振興面においても大きく寄与するものと認識している。

3 神戸ルミナリエは、震災後の被災地復興の起爆剤として開催され、現在では、「神戸の冬の風物詩」として冬の一大イベントに成長し、その定着がみられており、その集客による経済効果は被災地の復興に大きく寄与している。

また、国の復興特定事業にも認定されており、歳月の経過とともに震災の記憶が風化していく中で、単なる観光集客イベントとしてではなく、「震災犠牲者への鎮魂と都市の再生・復興への夢と希望の願い」という当初の理念を継承するイベントとして継続開催されることが望ましいと考えている。

これからは、安定的な財源確保や経費の縮減が図られる中で、地域住民や産業界等がはじめとした地元が主体となった市民参加型のイベントとして継続、運営されることが望ましい形である

と考えており、県としても、こうしたことを踏まえながら、神戸市をはじめとした関係機関との連携を図りながら、開催支援について検討していく。

- 4 中播磨地域の景況は大手企業を中心に緩やかに改善が進んでいるものの、予断を許さない状況にある。また、中小企業は依然厳しい経済環境にある。

こうした時期に姫路市内で開催される日本青年会議所全国会員大会については、全国各地から若手経営者等が参集することから、環境配慮や介護・福祉など様々な分野で地域における秀でた企業のPRや企業間のネットワークの促進、新たな取引関係やアイデアを生み出す絶好の機会と考えている。

そこで、同大会の開催に併せて姫路青年会議所が実施する地場物品の販売、政策体験をはじめとした企業関係者だけでなく広く一般県民も来場できるイベントに対して支援することによって、同大会を側面支援するとともに、地域に賑わいを創出したいと考えている。

- 5 平成20年度に姫路市で開催予定の第25回全国菓子大博覧会については、平成17年度、準備委員会が行う基本計画策定に対して助成することとしている。

今後とも、兵庫県菓子工業組合、地元市等と連携しつつ、効果的な事業実施に向け、支援策を検討していきたい。

<要望事項>

8 - (3) 震災10年事業の展開

震災10年を記念して被災地の復興しつつある姿などを国内外に情報発信することに全力を挙げられたい。その際、特に被災中小・零細企業及びこれらが関係する団体等が実施する情報発信事業に特段の配慮を願いたい。

<回答>

平成16年4月から平成18年3月までの間、阪神・淡路大震災10周年記念事業を推進している。これは、「1・17は忘れない」のテーマのもと、「経験と教訓の継承」「心からの感謝」「がんばりの確認、励まし」「先導的な取り組みの発信」の4つの観点を基軸に、被災地を中心に多彩な事業を展開しているものである。

この事業は、被災地に関わる多くの方々が、この10年間の取り組みをもとにして、自ら企画・実施し、自主的に参加する形での展開を図っており、これまで、MSN(マイクロソフトネットワーク)を活用したホームページ、情報誌「記念事業かわら版」などによって、広く参加を呼びかけ、また情報発信を行ってきた。

その結果、追悼コンサート、フォーラム、記録書の作成など、これまで637事業が実施または計画されており、被災地だけでなく、東京、さらには海外でも、支援への感謝の気持ちや大震災の経験と教訓、被災地の復興状況などの情報を発信することができていると考えている。

また、10周年記念事業の趣旨に賛同し、実施を届け出た事業のうち、一定の要件を満たすものについては、事業費用の一部を助成している。

今後とも、積極的に記念事業の実施を呼びかけ、地域での取り組みを促進することにより、被災地のさらなる復興を加速させたい。

<要望事項>

8 - (4) 各地域における魅力ある兵庫づくりの推進

「人にやさしい街づくり」を推進するため、ユニバーサルデザインに対応した段差のない道路や店舗等の施設整備を進めるための助成制度を拡充されたい。

宝塚市の「ガーデンビレッジ(仮称)構想」に基づき設立された「ひょうご景観園芸研究会」の活動により推進されている各種の実証事業のさらなる発展・促進を図られるとともに、阪神圏の大都市創造に向けて宝塚北部大都市構想の早期着手を図られたい。また、宝塚北部地域は、阪

神間にある豊かな自然に恵まれた数少ない地域であり、丸山湿原など自然環境において貴重な資源も存在することから、同地域の自然保護について最大限の配慮を願いたい。

年間300万人が訪れる明石公園の全体的整備と明石港を中心としたウォーターフロントの整備による観光客の回遊性強化、たこモニメントの設置等による「海峡交流都市・明石」にふさわしいターミナル整備事業を早期に進められたい。

三木市の重要な観光スポットである「道の駅みき」の金物展示館、三木ホースランドパーク、小野市の白雲谷温泉ゆびか等につき、積極的なPRを願いたい。

赤穂城、県立赤穂海浜公園、御崎温泉の活性化に向けて、PRの充実など観光都市づくりへのソフト面での支援に取り組みられるとともに、県立赤穂海浜公園内の遊休地の整備促進に取り組みられたい。あわせて、名水100選千種川の清流のPR及び水質・景観の維持に努められたい。

播磨科学公園都市の南の玄関口である相生湾臨海部にマリン・タウン・プロジェクトの一環として、県立の西播磨海洋センターを設置されたい。さらに、加古川流域のレジャー産業の促進や加古川海浜公園の開発など、加古川を活かした環境づくりを積極的に支援されたい。また、但馬地域における「コウノトリ翔る地域まるごと博物館（仮称）構想・計画」の実現と平成17年度に開始されるコウノトリの放鳥事業が、同地域の観光の柱となるよう配慮願いたい。

<回答>

- 1 ガーデンビレッジ（仮称）構想は、園芸業・造園業を中心に土木や建築、教育や健康といった花と緑による豊かな生活及び生活空間づくりを支える産業群からなる「景観園芸産業」の振興を進めようとするものである。

景観園芸産業は新しい産業群であるため、産業振興を図るには、今まで交流の機会がなかった景観園芸産業群における同業種・他業種同士の幅広い交流を行う必要がある。そのため、「ひょうご景観園芸産業研究会」を平成15年7月に設立して、交流ネットワーク化を進めている。

また、「景観園芸産業新ビジネスモデル実証支援事業」を平成17年度も引き続き実施し、景観園芸産業にかかわる企業グループ等が研究開発した新製品・新サービス及び新技術等のビジネス展開を支援することとしている。

こうした事業を活発に展開して研究開発及び情報発信機能の展開を促進し、「景観園芸産業」の振興に努めていきたい。

- 2 宝塚北部地域は、大都市近郊の中で豊かな自然環境に恵まれた数少ない地域であり、自然と共生する土地利用を基本に整備を進めていくべきであることから、引き続き、国における第二名神高速道路の検討状況などを見極めつつ検討を行っていく。

- 3 宝塚市西谷の丸山湿原群については、県下第1級の湿原であることから、県民の参画により「守り、育み、次代に継承」していくため、平成16年6月、人と自然の博物館の服部教授を座長に、地元関係者、宝塚市、阪神北県民局等を構成員とした「宝塚市西谷地区湿原群保全・活用方策研究会」を設置して、湿原の保全・活用を進めて行くための方策について、検討を進めてきた。

平成17年度においては、研究会の検討結果を基に、地域住民の参画による湿原の保全活用を進めていくため、引き続き研究会を設置して、具体的な検討を進めるとともに、湿原群の自然環境調査の実施、リーダー養成ワークショップの開催による人材育成など、今後、自然環境保全・環境学習の拠点モデルとなる都市近郊型のエコミュージアムとして推進していく。

- 4 明石公園は100年の歴史を誇る県立公園で、その南半分の区域は築城以来400年近い歴史を持つ明石城跡として昨年9月に国の史跡に指定された。

このような長い歴史と文化を持ち、さらに都心のオアシスともいえる豊かな緑と水の空間や、さまざまな運動施設や教養施設などを配し、広域公園として求められる多様なニーズに応えており、ここ数年でも、テニスコートクラブハウスの全面改修、第一野球場の防球ネットや日よけテントの設置、武蔵の庭の整備、自転車競技場の全面改修など多様な事業を実施している。

明石公園では、今後もその伝統に甘んずることなく社会のニーズに対応しながら施設の改廃・改善・設置等について全体的な視点で整備に取り組んでいきたい。

- 5 (社)ひょうごツーリズム協会が中心となり、市町や観光協会の要望を踏まえながら、県外から

の誘客を目指したPR事業等を展開し、県下各地の魅力の総合的な発信に努めている。

平成17年度においても、駅のコンコース等を活用した街頭宣伝やエージェント訪問等を行う予定である。これら事業には、伝統芸能等の実演を交えるなどにより、地域の魅力アピールすることが効果的であることから、地域の積極的な参画をお願いしたい。

- 6 赤穂海浜公園は面積71.7haの広域公園で、年間の利用者は50万人にのぼっている。公園内には約2haのストックヤードがあり、臨時駐車場、資材置き場、刈り芝・剪定枝集積場、工事車両用通路などに活用している。広域公園には多種多様な機能が求められるため、これらの需要に臨機に対応できる多機能なオープンスペースとしてストックヤードを活用しており、遊休地とは考えていない。
- 7 本県では千種川をはじめ、河川の改修にあたっては、各河川の生態系、景観等の特性を生かし、親水性にも配慮した川づくりを推進している。特に千種川においては、各種のパンフレットを作成すると共に「ふるさとの川整備事業」「自然体験ふれあい川づくり(コミュニケーション型県土づくりモデル事業)」に取り組むなど、千種川の特性を生かした川づくりに努めており、今後もうるおいある水辺空間の創出に努めていく。
- 8 平成17年度からの試験放鳥に始まるコウノトリの野生復帰に向けて、平成15年3月に策定した「コウノトリ野生復帰推進計画」に示す基本的な考え方をもとに、同年7月に地域住民、関係団体、学識者、行政で構成する「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」を設置し、事業者間の連携を図りながら地域をあげて、下記のような取り組みを進めている。
- コウノトリ翔る地域まるごと博物館計画の推進については、上記の取り組みと連携を図りつつ、平成15年3月に策定した「コウノトリ翔る地域まるごと博物館構想・計画」に基づき、県立コウノトリの郷公園周辺地域をエコミュージアム手法で先導的に整備する。
- さらに、平成17年度は、いよいよ試験放鳥を実施し、これに合わせ「コウノトリ未来・国際かいぎ」を開催するとともに、愛知万博への出展、コウノトリファンクラブ事業の推進など全国的な普及啓発を図ることとしている。
- (野生復帰に向けたスケジュール)
- 平成17年～21年度(概ね5年間) 試験放鳥
平成22年度以降 本格的野生復帰
- (取り組みの主な内容)
- 環境整備：田園の自然再生、里山林の整備、河川の自然再生、田園景観の整備、農作物安心ブランド化の推進 等
- 放鳥：試験放鳥の実施、野生馴化訓練、放鳥拠点整備、モニタリング体制の整備 等
- 普及啓発：コウノトリ未来・国際かいぎの開催、コウノトリファンクラブ事業の推進、愛知万博への出展 等

9. 総合交通体系の整備

< 要望事項 >

9 - (1) 空港計画の推進

平成17年度開港を目指す神戸空港の建設工事等は着実に進展しており、今後は利用促進運動の展開、開港準備などが重要な課題となるので、神戸市、地元経済界と協力して神戸空港を兵庫県の空の玄関口として優れた空港に育てるよう尽力願いたい。

また、大阪国際空港の有効活用と利用者利便を図るとともに広域レールアクセス構想の早期実現に努められたい。但馬空港における東京直行便の早期実現と新たな路線の早期開設、播磨地域にとって望ましい空港のあり方についての研究・検討を進められたい。また、大阪国際空港、関西国際空港、神戸空港への県内各地からのアクセス整備を進められたい。

<回答>

【神戸空港について】

神戸空港は、本県の玄関口として県民にも広く利用され、利便をもたらす広域交流施設であること、また、この空港が将来的に県民の足として定着するために安定的かつ適切な空港運営の確保が必要であることから、空港整備に対する補助及び神戸空港ターミナル株への出資を行っている。また、開港年度となる平成17年度は開港記念行事を神戸市や経済界と共同で実施するなど、今後も広域的な観点から支援していく。

【大阪国際空港について】

大阪国際空港については、環境と調和した都市型空港として、今年度よりYS代替ジェット50枠の順次削減（平成19年4月1日に代替枠解消）や高騒音ジェット機の就航禁止といった運用の見直し措置がとられることになっているが、県としては今後とも地元市の意向を尊重しつつ、利用者利便の確保に努めるとともに、引き続き国内基幹空港としての役割を果たしていくよう国に働きかけていく。

【大阪国際空港へのアクセスについて】

大阪国際空港が京阪神都市圏の中心に位置する特長を生かすためにも、定時性・高速性・大量輸送性を備えた広域レールアクセス構想が必要であると考え、調査・検討を行っている。この構想の実現には、採算性の確保などの課題があるため、引き続き、地元伊丹市とともに検討を進めていくとともに、当面の暫定対策として平成16年11月に運行開始したJR伊丹駅～大阪国際空港間の直行バスの増強についても調査・検討を行っていく。

【但馬空港からの東京直行便について】

コウノトリ但馬空港からの東京直行便については、地元と連携を図りながら、国に対して羽田空港の小型機枠の開設を働きかけており、平成16年9月に取りまとめられたスロット懇談会において「一定の範囲で小型航空機の乗り入れについて検討することが望まれる」と初めて記載された。今後も引き続き直行便実現に向けた取り組みを進めていく。

【播磨空港計画について】

播磨空港計画については、県や地元自治体も参加した播磨空港整備協議会が中心となって、引き続き播磨地域における空港のあり方について調査・研究を行う。

【関西国際空港、神戸空港への県内各地からのアクセス整備について】

関西国際空港へのアクセスについて、淡路地域との間で海上アクセスが運航されているが、今後、県内からのリムジンバス運行等、交通アクセスの充実に努める。

神戸空港へのアクセスについては、神戸市とともに、バス事業者や海上アクセス事業者などを中心に働きかけを行っており、今後とも、引き続きアクセスの充実に努めていく。

<要望事項>

9 - (2)港湾及びウォーターフロント整備事業の推進

神戸・大阪港を補完するため尼崎西宮芦屋港の整備を推進するとともに、総合静脈物流拠点港として指定を受けている姫路港の整備、東播磨港、相生港、赤穂港など県内主要港の港湾機能の強化・拡充を図りたい。また、「瀬戸内なぎさ回廊づくり」を進め、人と海が安全に触れ合える海岸空間づくりに努めるとともに、震災の影響により大きく傾いたままとなっている西宮浜埋立地の北東護岸の早期復旧に努めたい。

<回答>

港湾施設の整備について、尼崎西宮芦屋港では、多目的国際ターミナルの整備を進めている。姫路港では、平成16年度に多目的国際ターミナルの機能を強化する荷役機械を設置するとともに、

総合静脈物流拠点港として神戸港との連携を図っていく。さらに、東播磨港二見地区では、公共ふ頭等へのアクセスを多重化する第二連絡道路の耐震改良を図っている。これらの重要港湾とともにその他の県内主要港も含め、引き続き港湾機能の強化・拡充を図っていく。

港湾及び海岸の環境整備については、尼崎西宮芦屋港、東播磨港などの各地域において「瀬戸内なごさ回廊づくり」を進め環境創造を図るとともに、ウォーターフロントにおけるレクリエーション機能の向上に取り組んでいく。また、尼崎西宮芦屋港西宮地区埋立地の北護岸については、平成16年度に改良事業に着手しており、今後早期事業完了を目指していく。

< 要望事項 >

9 - (3) 大阪湾岸道路の建設促進

六甲アイランド以西の延伸部が未整備となっている大阪湾岸道路については、大阪湾岸道路有識者委員会が設置され、PIプロセスが実施されているが、兵庫県としても六甲アイランド～駒ヶ林南間の都市計画決定に向けて所要の措置を講じ、早期着工を積極的に推進されたい。

< 回答 >

大阪湾岸道路の未都計区間の長田区駒ヶ林南から六甲アイランドの間については、大阪湾岸道路有識者委員会によるパブリックインボルブメントプロセスを経て、本年2月に都市計画及び環境影響評価の手続きに着手した。

また、未整備区間である垂水区の名谷ジャンクションから六甲アイランドの間については、トンネル及び橋梁等の大規模構造物で構成され、事業費が膨大なため、関係機関で、整備方針、事業手法、コスト縮減等の検討を行い、合意形成を図ることとしている。

県として、都市計画手続きを円滑に進めるとともに、関係機関との協議調整に努め、早期に事業化が図られるよう取り組む。

< 要望事項 >

9 - (4) 神戸淡路鳴門自動車道等の通行料の恒久的且つ一段の引き下げ

神戸淡路鳴門自動車道の通行料金については、平成15年7月からの新特別料金（基本料金より28%引き）が継続されているが、同自動車道の一層の利活用促進と地域間の経済交流等の拡大に結びつけるため、通行料金の恒久的且つ一段の引き下げについて、関係先に強く働きかけられたい。また、山陽自動車道の通行料金の引き下げについても関係先に働きかけられたい。

< 回答 >

神戸淡路鳴門自動車道の通行料金の引き下げについては、地域経済活性化や地域間交流の更なる促進を図るために重要であることから、本県では関係府県市と連携を図りつつ、国、公団に対して、コスト縮減、経営合理化や政策的、弾力的な料金設定、利用者ニーズを踏まえた割引制度の創設などにより、さらなる料金引き下げの実現に努めるよう、引き続き、強く求めていく。

また、高速自動車国道の料金については、ETCを活用した深夜割引、通勤割引などの時間帯割引が実施されており、平成17年4月からは利用頻度に応じたマイレージ割引が導入される予定である。

本県としては、国に対し、より利用しやすい料金とするため、道路特定財源の幅広い活用等について取り組むよう、国の予算編成に対する提案を行っており、今後とも要望していく。

< 要望事項 >

9 - (5) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備をより一層推進され、特に下記の道路を重点的に整備されたい。同時に、ITS（高度道路交通システム）の早期導入、公共交通優先施策等による渋滞解消の研究、主要幹線道路における歩道のバリアフリー化・電柱の地中化等を推進されたい。また、地域におい

て、地場産品の販売場所としての利用もできることから「道の駅」の設置を推進されたい。

高規格幹線道路等

・近畿自動車道 名古屋神戸線（第二名神高速道路）

・北近畿豊岡自動車道

・中国横断自動車道 姫路鳥取線

都市高速道路

・阪神高速道路（神戸山手線）の全線開通に向けた整備促進

地域高規格道路

・鳥取豊岡宮津自動車道

・神戸西バイパス

・神戸中央線

・東播磨南北道路

・阪神間南北線

・東播丹波連絡道路

地域幹線道路

・都市計画道路山手幹線の大阪府側への接続につき府への働きかけ強化

・国道2号（大川町交差点～平野西交差点拡幅・対面交通、相生有年道路の拡幅、和坂～小久保間拡幅）

・国道175号（三木～平野間拡幅、西脇北バイパス、西脇ランプ）

・国道250号高取峠のトンネル化及び相生湾埋め立てに伴う道路直線化整備促進

・国道372号線（山陽自動車道姫路東IC付近拡幅）

・都市計画道路 尾上小野線（加古川市）の整備促進

・龍野・揖保川・御津南北連絡道路（はりま・ふれあいロード）の整備促進

・揖龍南北幹線道路の整備促進

・播磨臨海地域における道路網計画の推進

その他の道路

・主要地方道尼崎港線（五合橋線）の国道43号以南の拡幅工事の早期着工

・県道甲子園尼崎線（臨港線）の東海岸町方面への延伸と主要地方道尼崎港線（五号橋線）への接続工事の早期着工

・県道周世尾崎線の尾崎トンネル開通に伴う国道250号との接続工事の早期完成

・相生市西部を南北に走る県道竜泉那波線（西部幹線）南伸部の早期完成

・県道国分寺白浜線（姫路東インター南側）の拡幅

・加古川左岸堤防道路の拡幅

・都市計画道路 沖浜平津線の延伸による高砂大橋方面への道路連結

・高砂市内の山陽電鉄沿い道路（荒井 - 伊保間）の一方通行の早期改善

・高砂みなとまちづくり構想の推進に伴うアクセス道路の整備

・明石市と明石海峡大橋を結ぶアクセス道路の建設促進

・県道明石高砂線の新明町以西の早期拡幅

・尼崎宝塚線（武庫の里以北）拡幅事業の早期完成

・阪急塚口駅東第一踏切北側より、阪急附属街路1号線の西向き延伸

・円山川右岸道路の豊岡までの北伸

紀淡連絡道路の早期事業化

<回答>

1 歩道の整備に当たっては、高齢者、身体障害者等の活動機会の増大に対応して、段差解消、点字ブロック敷設、セミフラット型歩道の整備促進を図る。特に駅舎などの公共交通施設周辺地区においては、平成12年度に制定された交通バリアフリー法に基づく整備を推進していく。

また、既設歩道において平成14年度、15年度にかけて実施した歩道の総点検の結果を踏まえ、DID地区、交通バリアフリー法の重点整備地区、福祉のまちづくり重点地区等において、段差や波打ち歩道の解消のための歩道のリニューアルに取り組んでいる。

2 兵庫県では、安全で快適な歩行空間の確保や優れた景観の保全と形成等を図るため、道路上の電線、電柱をなくす「無電柱化」を積極的に推進してきており、平成16年度までに兵庫県全体で約312kmの無電柱化を実施した。また、平成16年度には「無電柱化推進計画（H16～H20）」を策定し、これまでに推進してきたまちなかの幹線道路に加え、歴史的街並みや自然景観を保全する地区、新しいまちづくり地区などにおいて面的な無電柱化にも取り組んでいくこ

ととしている。

平成17年度においても、電線管理者や地元住民の協力を得ながら、計画的な事業推進を図っていくこととしており、兵庫県全体で32km(累計344km)の無電柱化を整備する予定である。

- 3 道の駅は、一般道路における休憩や情報収集の場として、道路管理者が設置する休憩施設等と、市町が設置する地域振興施設等を合わせて道の駅として登録している。

現在設置されている道の駅では、地域振興施設が地産販売の拠点として活用されており、地域の活性化に役立っているが、本要望のように地場製品の販売網として道の駅を設置することは本来の目的と違うため困難である。

〔高規格幹線道路等〕

- 1 わが国の自動車交通の大動脈となる第二名神高速道路は、現名神と一体となって高速道路本来の高速性、定時制、快適性を確保するとともに、阪神淡路大震災の教訓を活かした代替ネットワークを形成する路線である。

特に本県においては、中国自動車道の宝塚市内のトンネルを中心とした渋滞が激しく、これを解消するためのバイパス機能も有している。

県としては、第二名神の必要性、重要性を国、日本道路公団に強く訴え、整備を促進するよう要望していく。

- 2 丹波市春日町～丹波市氷上町間については、平成17年4月の供用開始に向けて、国土交通省が整備を進めている。

丹波市氷上町～朝来市和田山町間については、平成18年度の兵庫国体に向けて、国交省が整備を進めている。県として、国交省に事業促進を要望するとともに、北近畿道の一部となる遠阪トンネル有料道路の改築事業を平成15年度から実施している。

朝来市和田山町～養父市八鹿町間については、国交省が用地買収を進めており、県として国交省に事業促進を要望するとともに、関連事業の具体化、推進を図る。

養父市八鹿町～豊岡市上佐野間については、平成17年度の都市計画決定を目標に、都市計画及び環境影響評価の手続きを進めている。

豊岡市上佐野以北については、早期に新規着工準備箇所へ採択されるよう、国交省に働きかけるとともに、関連計画の具体化を図る。

- 3 中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路と認識している。また、播磨科学公園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・情報の交流の発展にも寄与する。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、高速ネットワークとして早期に整備するよう、国、日本道路公団に要望していく。

〔都市高速道路〕

阪神高速道路神戸山手線は、神戸市長田区～同市須磨区に至る延長9.5kmの路線であり、神戸線、北神戸線と連結することにより、神戸市西部地域における高速道路の南北軸を形成する重要な路線であり、平成15年8月に北神戸線白川JCT～神戸長田ランプ間(7.3km)が開通した。

県としては、残る神戸長田ランプ～駒栄ランプ(仮称)間(2.2km)について、平成20年春の完成をめざし、引き続き一層の事業進捗を、国、阪神高速道路公団に要望していく。

〔地域高規格道路〕

- 1 鳥取豊岡宮津自動車道は、平成6年12月に地域高規格道路の計画路線として指定された。

このうち香住道路(L=6.2km)は、平成6年度から事業に着手し、平成17年3月27日に供用する。

また、香住道路の西側区間である余部道路(L=5.3km)についても、平成12年度から事業に着手し、現在、船越トンネル(余部工区)の工事に着手した。

鳥取県境の区間（L = 3.5 kmうち県内1.9 km）については、鳥取県とともに平成13年度から事業着手し、平成16年度に県境トンネルの工事に着手した。

引き続き、事業中区間の進捗を図るとともに、未着手区間についても早期具体化を図られるよう関係機関と協議調整を進めたい。

- 2 神戸西バイパスは、垂水JCTから石ヶ谷JCTまでの延長12.5 kmの地域高規格道路で、このうち、垂水JCTから永井谷JCTに至る自動車専用部5.6 km、一般部4.4 kmについては、平成10年4月に明石海峡大橋と同時供用した。
永井谷JCTから石ヶ谷JCTの間については、現在、国土交通省が用地買収及び工事を進めている。
- 3 神戸中央線については、神戸市道路公社が、布引から国道2号までの南伸事業（平成18年度供用用途）を進めている。これにより、阪高神戸線（生田川ランプ）と連結されることになり、都市高速ネットワークの充実が図られるものと考ええる。
- 4 東播磨南北道路は、平成11年度から国道2号加古川バイパス～（主）神戸加古川姫路線間の約5.2 kmについて、地域高規格道路として事業を進めており、現在、用地買収の推進を図っている。今後も地元との協力を得ながら事業の促進を図り、早期に第1期整備区間が供用開始できるよう努めていきたい。
また、国道2号～加古川バイパス間の約0.8 kmについても、東播磨南北道路の整備とあわせて事業を進めている。
- 5 阪神間南北線は将来の阪神地域における南北交通需要に対処するとともに、地域の活性化や社会経済活動の発展を支えるため必要ではあるが、計画の具体化には、今後の技術開発の進展や社会経済情勢の動向を見定めて行く必要があるため、時間をかけて取り組んでいくこととしている。
- 6 東播丹波連絡道路は、現況道路の交通渋滞等の問題を解消するとともに、東播地域と丹波地域の連携及び交流促進を目的とした道路で、滝野町から氷上町に至る約30 kmの地域高規格道路である。
平成10年6月に計画路線指定され、同年12月には西脇市～黒田庄町間約5 km が整備区間に、山南町～氷上町間約9 km が調査区間に指定されている。
西脇市～黒田庄町間は、国土交通省により西脇北バイパスとして事業が進められており、現在、設計及び用地買収を促進している。また、山南町～氷上町間については、事業化に向けた調査を進めている。県としても、事業中区間の整備促進及び未着手区間の早期事業化について、国に要望していく。

〔地域幹線道路〕

- 1 都市計画道路山手幹線は、尼崎から神戸に至る阪神間の主要な東西幹線道路であり、震災復興最重点路線として県及び関係市により整備を進めている。
このうち、尼崎市戸ノ内地区において県施行街路事業にて整備に取り組んでおり、平成18年度に供用開始の予定である。
大阪府側との接続について、「兵庫県・大阪府道路連絡会議」等で大阪府側の三国塚口線の整備を要請している。平成16年2月には、国、府、県で構成する「三国塚口線・山手幹線連絡調整会議」を新たに設置し、接続に向けた協議調整を進めており、国の協力も得ながら引き続き大阪府に強く働きかけを行っていく。
- 2 国道2号のうち、加古川市内の大川町交差点～平野西交差点間については、4車線化の都市計画が決定されているが、密集した市街地であるため多大な費用を要し、多数の物件移転を伴うことから、完成までには相当の期間を要する。このため、まちづくり計画とあわせて道路整備のあり方を検討していく。また当面の対応として、交差点改良等により現状2車線のまま一方通行の解除ができないか検討することとし、現在、交通の変化予測等の基礎調査を進めている。今後も、地元と一体となって調査・検討に取り組んでいきたい。

相生有年道路は国土交通省が事業を進めている。相生有年道路は、相生市から赤穂市に至る延長 8.6 km の道路で、現在、用地買収及び工事を進めている。

和坂～小久保間については、4車線区間に挟まれた約 1.3 km の 2車線区間について、和坂拡幅として平成 16 年度より事業着手している。

- 3 国道 175 号については、国土交通省で三木～平野間（平野拡幅、神出バイパス、三木バイパス）及び西脇北バイパスを事業中である。

平野拡幅（L = 3.3 km）、神出バイパス（L = 5.7 km）については、現在、用地買収及び工事が進められている。

三木バイパス（L = 5.6 km）は、平成 17 年 3 月の完成予定である。

西脇北バイパスは、東播丹波連絡道路の一部区間として、現在、設計及び用地買収を促進している。

県としても、早期完成が図られるよう、国土交通省に要望していきたい。

- 4 国道 250 号高取峠については、現道は 2車線改良済みであり、二次改築を必要とするほどの交通量や峠全体での大幅な速度低下は生じていないため、トンネル化は中長期的な取り組みと考えている。

相生市皆勤橋～鰯浜間については、相生港の埋立整備事業等と連携しながら、整備計画を検討していく。

- 5 国道 372 号の山陽自動車道姫路東 IC 付近拡幅については、飾東町小原～豊国間において、渋滞解消と IC へのアクセス機能の確保を図るため、平成 8 年度から小原豊国バイパスとして整備を進めている。平成 11 年度までに小原地区のバイパスを供用しており、現在、豊国地区のバイパスについて、用地買収及び工事を進めている。引き続き、早期供用を目指して事業の進捗を図りたい。

- 6 国道 2 号、十二所前線の相互通行については、現状の交通量を確保するためには、国道 2 号においては今宿交差点～車崎東交差点間の 4車線拡幅が必要であり、密集した市街地であるため多大な費用を要し、多数の物件移転を伴い、早期の事業化は困難である。また(都)十二所前線は、本格的な改築によって必要幅員を確保するか、歩道幅員を縮小する必要があるが、高度に進んでいる沿道の土地利用をみるといずれの方法も非現実的である。

- 7 都市計画道路尾上小野線については、東播磨南北道路の国道 2 号との交差点に集中する交通を分散させるとともに、渋滞交差点解消プログラムに位置づけられている「野口交差点」の渋滞解消のため、国道 2 号から県道野口尾上線までの区間について、社会基盤整備プログラムにおいて前期 5 ヶ年内（平成 19 年度まで）に事業着手することとしている。

- 8 龍野・揖保川・御津南北連絡道路は、山陽自動車道竜野西 IC から国道 2 号を経て国道 250 号へ至る延長約 7.5 km の道路であり、延長が長く事業費も膨大なことから、区間設定を行いながら段階的な整備を行うこととしている。

現在、(一)岩見揖保川線の揖保川町大門～原の区間と御津町岩見の国道 250 号との交差点部、山陽自動車道竜野西 IC ランプの改築について事業着手している。今後も地元の協力を得ながら、整備促進に努めていきたい。

- 9 揖龍南北幹線道路は、中国自動車道山崎 IC から揖保川に沿って南下し、国道 250 号に至る県道と市町道で構成される延長 2.7 km の道路で、西播磨地域の南北の軸である。

この道路の整備については、県と沿線市町が連携しながら進めることとしており、現在、(一)姫路新宮線、(市)門前松原幹線、(町)船元中比地線の 3 路線について事業を進めている。今後、未改良区間が多い国道 2 号以南を重点的に整備することとしている。

- 10 播磨臨海部の 4 市 2 町では「播磨臨海地域道路網協議会」を設立し、播磨臨海地域における道路網のあり方やその実現に向けての研究調査や広報活動を行っており、本県も国とともにその活動に参画している。

本協議会において検討している望ましい道路網のうち幹線となる道路については、事業規模が大きく、また、地域に与える影響等も大きいと予想されることから、今後とも国や関係市町と連携し、協議会の検討状況も見据えつつ、当該地域にふさわしい道路網のあり方とその実現のための方策等について検討を行っていききたい。

〔その他の道路〕

- 1 主要地方道尼崎港線は、国道2号から阪神高速湾岸線東海岸町ランプに至る南北幹線道路であり、現在2車線での整備が完成している。
特に国道43号との交差点付近で、交通渋滞が発生しているが、全線の4車線化の必要性については、今後の交通量の推移を見ながら、検討していききたい。また、都市計画道路幅員の見直しが必要な場合、沿道は大規模な工場地帯であり、事業費が膨大となることが予想されることから、地元尼崎市とも協議しながら長期的な課題として検討していききたい。
- 2 一般県道甲子園尼崎線と主要地方道尼崎港線の間は、都市計画上、道路計画の位置づけがない。
この間は、工場用地として利用されていることや旧左門殿川が船舶利用されていることなどから新たな道路の計画には様々な課題があると考えており、尼崎臨海部での地域整備の動向に応じて、既存道路の活用を含めて検討すべきものと考えている。
- 3 県道周世尾崎線については、現在、国道250号(坂越橋)～赤穂市尾崎間の約2.6kmについて国庫補助事業により整備中である。
平成16年4月には尾崎トンネルが貫通し、現在、設備工事を進めており、平成18年春に完成供用の予定である。
- 4 県道竜泉那波線は、国道2号竜泉交差点から国道250号を結ぶ南北幹線道路であり、相生市内の慢性的な渋滞解消や主要地方道相生山崎線と一体となり播磨科学公園都市と相生市、赤穂市を連絡する役割を担っている。
本路線の全体延長2.8kmのうち平成14年12月には国道2号以南約1.6kmの区間が供用している。残る区間についても、平成16年度から国庫補助事業として事業着手しており、今後も地元協力を得ながら、整備促進に努めたい。
- 5 県道国分寺白浜線については、平成11年2月にW=25m(4車線)の都市計画決定がなされている。
国道2号姫路バイパスの無料化に伴い交通量が減少しているが、姫路東ICランプ部において時間帯により渋滞が発生していることから、今後、渋滞解消に向けた調査を進め、効率的かつ即効性のある道路整備計画を立案検討していききたい。
- 6 加古川左岸堤防道路は2車線整備済の道路である。小野市から加古川市日岡山付近までは県道加古川小野線となっており、これより以南は加古川市道となっている。
現在、東播磨地域臨海部と内陸部の地域間における交通混雑に対する対策としては、東播磨南北道路の整備を図ることとしている。
- 7 沖浜平津線の南伸部分については、高砂西港と内陸部を結ぶ南北広域交通軸となることから、産業基盤充実のために重要な路線と認識しているが、現在事業主体が決まっておらず、着手時期も未定である。
- 8 県道明石高砂線(都市計画道路朝霧二見線)の新明町以西約0.4km区間について、県施行街路事業にて整備を進めている。
また、社会基盤整備プログラムにおいて、谷八木地区を前期5ヶ年内(平成19年度まで)、藤江地区を後期5ヶ年内(平成24年度まで)に事業着手することとしている。
- 9 都市計画道路尼崎宝塚線は、阪神間の主要南北幹線であり、武庫の里以北の拡幅事業については、関係市及び地元と協議の上、早期の事業着手に向けて取り組んでいききたい。

10 円山川右岸道路は、八鹿町の上小田橋まで整備されており、これより以北は町道坂本線（2車線）を經由し、平成14年10月に開通した円山川右岸地区ふるさと農道（2車線）により、日高町赤崎で国道312号に接続することとなった。また、平成15年9月には国道312号日高南バイパスが開通したことに加え、北近畿豊岡自動車道の整備も具体化していることから、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら慎重に判断していく必要があると考えている。

〔紀淡連絡道路の早期事業化〕

紀淡連絡道路については、必要性等について国民・県民の十分な理解を得た上で具体化を図る必要があると考えている。

< 要望事項 >

9 - (6) 鉄道網の整備

下記の県内鉄道網の整備を関係機関と連携し推進されたい。

鉄軌道の複線化・電化等の促進

- ・ JR赤穂線（相生 - 岡山間）の複線化と姫路行きが増便、直通新快速電車の赤穂乗り入れ増便
- ・ JR加古川線（加古川 - 谷川間）の複線化・高速化と各駅の周辺整備
- ・ JR播但線（寺前 - 和田山間）の電化・高速化
- ・ JR姫新線（姫路 - 上月間）の電化・高速化
- ・ JR山陰本線（福知山 - 城崎間）の複線化と城崎以西（城崎 - 伯耆大山間）の電化・高速化
- ・ JR山陰本線余部鉄橋の新橋架設の早期実現による列車運行の定時性確保
- ・ 神戸電鉄の全面複線化及び北条鉄道への乗り入れ

市街地交通の円滑化を図るため、明石（山陽電鉄）等各地域の鉄軌道と道路の立体交差事業を積極的に推進されたい。

谷上からひょうご情報公園都市・小野方面への鉄軌道整備及び神戸市営地下鉄（西神中央 - 西明石）の延伸による神戸地域と周辺北西地域のアクセス拡充を推進されたい。

山陽新幹線姫路駅への「のぞみ」号の停車本数及び西明石駅への「ひかり」号の停車本数のさらなる増加、レールスターの停車、特急列車のJR加古川駅停車、JR新快速電車の相生・上郡・播州赤穂までの延長運行と本数の増加、智頭急行線乗り入れの特急列車の相生駅停車について関係先に働きかけられたい。

< 回答 >

21世紀の交通課題に対応するため、クリーンでエネルギー効率がよく、安全で安心な公共交通を有効に活用するため、鉄道整備や輸送サービスの改善が必要であると考えている。

このため、要望の各路線については、引き続き国、JR等に整備・改善等の要望を行っていききたい。

なお、個々の路線については以下のとおりである。

〔鉄軌道の複線化・電化等の促進〕

1 直通新快速電車の赤穂乗り入れ増便については、平成17年3月のダイヤ改正で、京阪神方面から播州赤穂駅まで直通運転する新快速が増便され、逐次、利便性の向上が図られている。

複線化や姫路行きが増便の輸送サービス改善については、広域的な輸送需要の動向を勘案しながらJR西日本に働きかけていきたい。

2 JR加古川線は、広域的な路線であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であり、先の震災では、迂回ルートとして重要な役割を果たしたことから、平成13年度に電化事業に着手し、平成16年12月19日開業した。

一方、複線化については、輸送力の増強策であり、電化開業後の利用状況を見極めたい。

各駅の周辺整備については、JR西日本や沿線市町と連携を図りながら、加古川線の利用促進に繋がるよう取り組んでいきたい。

3 JR播但線は、但馬地域と播磨地域とを結ぶ県内南北幹線鉄道として重要な路線であり、平成10年3月には、姫路～寺前間の電化・高速化整備が完成している。

寺前以北について、JR西日本は、現在の利用実態を踏まえると早期事業化は困難であり、利用者増を図ることが必要不可欠であるとしている。このため、鉄道利用者のニーズ把握や沿線地域づくり、駅周辺の整備など利便性向上や利用者増に向けた検討調査に取り組み、電化に繋げていきたい。

4 JR姫新線は、播磨の中核都市である姫路市と内陸部とを結ぶ重要な公共交通機関であるが、早期に電化を図ることは困難であると考えられるため、高速ディーゼル車両の導入について検討を進めるとともに、バスアクセスの強化、駅前広場やパークアンドライド駐車場の整備、イベントの開催やサポーターの育成支援など利用促進のための様々な施策を展開していきたい。

5 JR山陰本線（福知山 - 城崎間）の複線化と城崎以西（城崎 - 伯耆大山間）の電化・高速化については、山陰本線は、丹波、但馬地域を経て山陰地域を結ぶ幹線鉄道であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であるが、JR西日本は、現在の利用実態を踏まえると複線・電化の早期事業化は困難であるとしている。

そのため、当面は余部鉄橋の定時性確保にあわせ、鉄道のさらなる利便性の向上や但馬地域の活性化を推進するため高速化を検討していくこととしており、この取組の中で、複線化・電化に繋げていきたい。

6 余部鉄橋の定時性確保については、平成3年に「余部鉄橋対策協議会」を設立し、取り組みを進めてきたが、平成15年10月同協議会において、定時性確保対策として、PCラーメン橋による新橋建設で取り組むことが決議された。17年度からは、橋梁架替に向けた本格的な取組として実施設計に着手する。

7 神戸電鉄は、北神急行や神戸市営地下鉄と連結し、北神・北摂・丹波・北播磨地域と神戸都心部とを結ぶ基幹都市鉄道である。

三田線の複線化については、沿線の住宅開発等に伴う需要に対応すべく、鉄道事業者において整備が進められ、県としても支援を行ってきたところであるが、鉄道事業者の投資額にも限界があることから、進捗していない状況にある。

一方、平成16年度から、列車運行の安全確保等のため、同電鉄の要望も踏まえ、鉄道近代化整備に対して、支援を行っている。

北条鉄道への乗り入れについては、採算面の問題や技術的な課題が多いと認識している。

〔鉄軌道と道路の立体交差事業〕

明石市域の山陽電鉄との立体交差化については、平成6年度に完了した山陽明石駅を中心とする第1期に引き続き、西新町駅を中心とした明石川以西約1.9kmの高架化について、平成14年3月に事業認可を取得し、整備推進を図ることとしており、その他、姫路や加古川など主要な駅周辺を重点的に連続立体交差事業等により、鉄道との立体化を推進しているところであり、今後とも市街地の交通渋滞の解消や良好な市街地の形成に向け、事業の推進を図っていく。

〔神戸地域と周辺北西地域のアクセス拡充〕

谷上～東播磨情報公園都市・小野方面への鉄道としては、既に、神戸電鉄粟生線が運行されていることに加え、鉄道建設には膨大な資金が必要となること等から、この地域に新たに鉄軌道を建設することは現状では極めて困難と考えられる。

一方、神戸市営地下鉄の延伸（西神中央～西明石）についても、採算性を確保するのに必要な需要が見込めず、事業化が困難な状況となっている。

〔新幹線の停車本数増加と新快速電車の延長運行等〕

新幹線の停車本数については、従来は、姫路駅に2時間毎に上下各1本の「のぞみ」が停車し、西明石駅に毎時上下各1本の「ひかり」が停車していたが、平成17年3月のダイヤ改正で、新たに姫路駅に毎時上下各1本の「のぞみ」が停車することになった。

新幹線の停車駅は、高速広域交通の拠点として重要な役割を果たしており、この度のダイヤ改正による利用状況を見極め、JR西日本に働きかけていきたい。

新快速電車の延長運行については、平成17年3月のダイヤ改正で毎時上下各1本、新快速が播州赤穂へ延長運行されることになった。

今後は、特急列車の停車駅等も含め、広域的な運行体系や需要の動向を勘案しつつ、JR西日本に働きかけていきたい。

智頭急行線乗り入れの特急列車「スーパーはくと」は現在、冬季限定(10月～3月)で、1日に大阪方面1本、鳥取方面2本が相生駅に停車しているが、相生駅停車本数の増加については、広域的な運行体系や需要の動向も勘案しながら、智頭急行(株)とともに、JR西日本に働きかけていきたい。

< 要望事項 >

9 - (7) 尼崎の南北間を結ぶ新しい公共交通システムの導入

尼崎を東西に結ぶ鉄道網においては、JRや阪神、阪急の3線が走り、人の往来も盛んであるが、南北を結ぶ交通網は整備が不十分であり、南北間の人の交流の促進を阻害する要因となっている。地域の賑わいを創出し、また「尼崎21世紀の森構想」に向けて整備が進んでいる尼崎臨海地区への導線を図る上で、国道43号線の側道部の導入空間を活用するなどして、モノレールや新交通システムを念頭に置いた新しい公共交通システムの導入を図りたい。

< 回答 >

県では、平成12年度に、尼崎臨海部～阪急塚口駅間12.3kmで、LRTの導入についてフェージビリティ調査を行っている。

調査の結果では、投資に見合う輸送需要が見込めず、事業採算上の課題から実現の目処が立たない状況であった。また、モノレールや新交通システム、LRTの導入による既存道路の車線の削減については、自動車利用に慣れた市民の理解と合意形成も重要な課題となる。

以上のような課題があるが、環境面やバリアフリーなどで優れた特性を持つLRTについては、公共交通優先社会を形成する有効な手段の一つと考えており、今後、市町から相談があれば応じていく考えである。

また、「尼崎21世紀の森構想」に向けて整備が進む尼崎臨海地区への公共交通は、当面、バスの運行増で対応する。

10. その他

< 要望事項 >

10 - (1) 防災体制の整備

阪神・淡路大震災から10年を迎えるのを契機とし、その教訓を風化させることなく、三木震災記念公園(仮称)をはじめ県内各地の広域防災拠点等の早期整備を図るとともに、河川改修工事の推進、ライフラインの整備等、自然災害に対して万全の体制を確立されたい。また、山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯の調査等地震観測体制を強化するとともに、県内各地に緊急災害時の地域防災拠点の建設・整備を積極的に推進されたい。さらには、国内外の災害による被害を軽微なものとするため、阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」における災害対策に係る専門家の育成や調査研究を積極的に進められたい。

< 回答 >

1 広域防災拠点の整備については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、備蓄、救援物資の集積・配送、応援要員の集結・出勤機能を持つ広域防災拠点を県下各地に設置することとし、これまで、西播磨、但馬広域防災拠点(ブロック拠点)を整備し、その運用を行っている。

また、三木市内において、県域の総合的な防災拠点となる三木総合防災公園の整備を進めてお

り、平成16年4月には、同公園の中核施設となる県立広域防災センターを開設し、平成17年8月には、陸上競技場、球技場等の三木総合防災公園（都市公園）が一部開園する予定である。

さらに、近い将来その発生が懸念される東南海・南海地震等の大地震や風水害被害による交通途絶等により地域全体が孤立化するおそれのある淡路地域においても、平成17年度から淡路広域防災拠点（ブロック拠点）の整備に着手することとしている。

引き続き、広域防災拠点（ブロック拠点）の早期整備に努めていきたい。

なお、自然災害に対しては、災害対策センターにおいて引き続き24時間監視・即応体制を維持すること等により、万全の体制を確立していきたい。

2 災害を未然に防止して県民の生命と財産を守るため、効果的、効率的な河川改修に努めるとともに、防災情報の収集、発信、伝達システムなどソフト対策を併せ総合的な防災対策を推進する。平成17年度にはハード整備とソフト対策の実施方針を取りまとめる「ひょうご治山・治水防災基本計画」を策定するなど自然災害に対する万全の体制づくりを進める。

3 活断層調査については、これまで、文部科学省の地震関係基礎調査交付金を活用して、山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯の調査を実施してきた。

また、県内の活断層の観測体制の強化を国に対して要望している。

地域防災拠点については、県防災都市計画マスタープラン及び県地域防災計画において、市町が整備することとし、その整備指針を定めるとともに、防災センター、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の防災施設の整備については、国からの財政支援として、内閣府の地域防災拠点整備モデル事業、消防庁の消防防災施設整備費補助金等の補助制度や防災対策事業といった起債制度があることから、それらの制度の積極的活用による整備促進を助言している。

4 人と防災未来センターでは、大学院修士・博士課程修了者を常勤の専任研究員として採用し、その育成を図っており、第一線の防災研究者である10名の上級研究員の指導のもと、災害時の行政対応、避難対応、二次災害対応などの分野について、阪神・淡路大震災の経験と教訓に裏打ちされた実戦的な調査研究活動を展開している。

また、新潟県中越地震など国内の地震災害のみならず、スマトラ島沖大地震による津波災害など、国内外の被災地に専任研究員を派遣し、現地調査や復旧・復興に関する情報提供活動に従事させることで、現場重視の研究者としての経験を積ませている。

今後とも、災害発生時の応急対応や復旧・復興に活かせる実戦的・総合的な調査研究を進めるとともに、来るべき東南海、南海地震等の巨大災害に備え、調査研究内容の充実を図っていく。

<要望事項>

10 - (2)防犯・青少年の非行防止

県民が安全に安心して暮らせるよう防犯体制を強化するとともに、ますます悪質・粗暴化・グループ化を強める青少年犯罪にストップをかけるべく、青少年健全育成の推進を図られたい。

<回答>

1 厳しい犯罪情勢を踏まえ、県警察では、警察署と防犯協会等を中心に地域ボランティアの参画を得て、自治会等に犯罪情報や防犯活動のノウハウなどを提供して自主防犯活動を働きかける「ご近所の防犯活動」を展開するとともに、「まちづくり防犯グループ」事業への支援に努め、防犯組織の活性化を図っている。

また、県民の防犯意識の高揚と自主防犯行動（活動）の促進を図るため、地域住民、事業所等との連携活動を強化して、県警ホームページ、メール等の各種広報媒体の活用により、防犯に役立つ各種情報を積極的に提供するとともに、郵便局、宅配業者、消防団等と連携した犯罪情報を警察に通報する防犯ネットワークの拡充を図っている。

また、より多くの県民に、身近な犯罪情報・防犯情報をリアルタイムに配信するため、携帯電話メールを活用した防犯情報配信システムを現在構築中である。

さらに、繁華街等の公共空間における犯罪を防止するため、三宮北地区へのスーパー防犯灯7

基を設置し、平成17年3月16日から運用を開始しており、平成17年度にも、尼崎市神田新道地区にスーパー防犯灯7基の設置を検討しているほか、兵庫県防犯設備協会等と連携した防犯カメラ等優良防犯機器の普及促進、自治体に対する防犯に配慮した環境設計活動の支援に努める。

2 現下の少年非行情勢を踏まえ、平成17年の兵庫県警察運営重点に「少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策」を掲げるとともに、「強くやさしい」少年警察の運営方針のもと、「非行」と「保護」の両面から、

- ・少年によるひったくり等街頭犯罪の検挙・補導活動
- ・非行グループの実体解明と検挙・解体活動
- ・出会い系サイト等インターネットを利用した児童買春など悪質福祉犯の取締り
- ・学校等関係機関・団体及び少年警察ボランティア等と連携した少年の規範意識の啓発
- ・情報発信活動による地域の非行防止気運の醸成
- ・時代の変化に即応した有害環境浄化活動

など、総合的な少年非行防止、健全育成対策を強力に推進する。

今後とも、少年サポートセンターを中核として、街頭補導活動を積極的に展開するほか、継続補導による非行少年等の立ち直りや被害少年等に対する支援活動を強化し、少年の健全育成に努める。

3 また、県においては、明日を担う青少年が、健やかでたくましい身体と自らの行動を律する強い心を育み、人間としての基本的な社会のルールを身につけるよう、県民各界各層の参画のもとに制定された「ひょうご青少年憲章」の普及、啓発を図り、その趣旨の具現化をめざして、青少年の多様な体験活動を促進する施策や地域における子育て活動を支援する施策の充実を図っている。

具体的な取り組みとして、青少年の生きる力を育むため、自分の責任で自由に遊ぶ「子どもの冒険ひろば」や多様な若者の「居場所」となる「若者ゆうゆう広場」については、県内各地で開設している地域団体への支援を通して、草の根的な活動の広がりをめざすなど、自然、人、社会とのふれあい体験の機会と場の充実を努めていく。

また、子育てグループ等が自主的に企画する「ひょうご人づくり未来セミナー」の開設支援を通じて、父親・母親等が直面する課題について学習する場を新たに提供するとともに、地域の資源を活かして地域の人々の手でつくりあげる親子参加型の合宿方式の体験事業「チャレンジファミリー」地域応援事業を実施し、地域ぐるみで家庭を応援する気運を高め、家庭や地域の教育力の再生を図っていく。

青少年の心の問題についても、保健・医療、福祉、教育等の関係機関等で構成する「ひょうごユースケアネット」において、研究集会や職員研修会等に取り組むとともに、ひきこもりの子を持つ家庭への支援等を実施するなど、引き続き相談機関や施設、病院など関係機関との連携を強化し、様々な青少年の心の問題への対応の充実を図る。

さらに、(財)兵庫県青少年本部が中心となって「青少年を守り育てる県民スクラム運動」「大人が変われば子どもも変わるキャンペーン」を引き続き展開するとともに、「ひょうごハート・ブリッジ運動(地域のおじさん・おばさんによる声かけ・見守り運動)」を推進し、「地域の子どもは、地域で育てる」という機運の一層の高まりを図る。また、青少年の育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するため、青少年愛護条例に基づく有害興業等の指定や、青少年愛護活動推進員を中心として、地域住民の参画のもとに行う環境調査活動等により、良好な社会環境づくりを推進していく。

< 要望事項 >

10 - (3) 少子・高齢化対策

日本の総人口は2006年を分岐に減少に転ずるなど、少子化・人口減少傾向は、高齢化の着実な進行と併せ考えると、経済の縮小、地域社会の衰退等につながり、今や我が国の最も大きな問題である。よって、教育改革や家族の重要性の認識の浸透など、少子化対策に有効な施策を講じられたい。併せて、高齢者の老後不安解消・生きがいづくりに努められたい。

<回答>

急速に進行する少子・高齢化に対応するため、県では現在、「少子・高齢社会ビジョン（仮称）」の策定及び「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」の改定を進めている。

少子・高齢社会ビジョン（仮称）は、少子・高齢化を切り口に、人口構造の変化が社会に与える影響などを考慮し、子どもや若者の健全な育ち、家族のきずなの再生、県民の健康づくりや高齢者の生きがいづくりに向けた取組方向などを示すことにより、少子・高齢社会に対応した施策・計画を推進するための指針となるビジョンである。

また、“すこやかひょうご”子ども未来プランを、次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画として改定し、「誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を目指し、少子化対策を総合的に推進していくこととしている。

<要望事項>

10 - (4)市町合併問題

市町合併が進む中で、対象地域にある商工団体においても合併に向けての協議が進められており、これらの取り組みに対する積極的な指導・支援を願いたい。また、合併による管轄地区の拡大に伴い、経営改善普及事業を効果的に実施していくための新しい体制づくりについて、財政面をはじめとする支援措置に配慮願いたい。

<回答>

県としても、市町合併に伴う商工団体の合併については、商工会事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができるとともに、小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応した経営指導員等の指導体制の充実・強化を図ることができると考えており、円滑な合併を促進したいと考えている。

また、商工団体の合併によって、創業・経営革新支援等質の高い経営改善普及事業の実現や市町行政とのより効率的な連携を通じて、地域の総合経済団体としての従来以上に総合的な地域振興を積極的に推進できると期待していることから、県としては、今後とも団体の人的・財政基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努めていきたい。